
2012 DISCLOSURE

KINKI KYOSAI


2012 DISCLOSURE KINKI KYOSAI

近畿共済の現状

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区嶋野西2丁目11-2
TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838
<http://www.kinkyo.or.jp/>
e-mail kinkyo@kinkyo.or.jp

2012年8月20日発行 (1,000)

 近畿交通共済協同組合





2012 DISCLOSURE

KINKI KYOSAI

組合の概要 (平成24年3月末現在)

名 称 近畿交通共済協同組合 (略称 近畿共済)
 所 在 地 大阪市城東区鳴野西2丁目11-2(大阪府トラック総合会館内)
 設 立 日 昭和45年8月21日
 組 合 員 数 3,362事業所
 出 資 金 2億2,143万円
 総 資 産 184億3,940万円
 役 員 数 113名 (平成24年6月5日現在)
 職 員 数 104名

CONTENTS

| | |
|---------------|----|
| 理事長あいさつ | 1 |
| 組合のビジョン | 2 |
| 事業の概況 | 4 |
| 組合運営の仕組み | 8 |
| 法令遵守の体制 | 9 |
| リスク管理の体制 | 11 |
| 員外利用の管理の体制 | 11 |
| 裁判外紛争解決制度 | 12 |
| トピックス | 13 |
| 商品の概要 | 14 |
| 契約の推進 | 16 |
| 事故処理サービス | 18 |
| 事故防止サービス | 20 |
| トラック共済のネットワーク | 22 |
| 資料編 | 23 |

※本誌は、中小企業等協同組合法第61条の2および同施行規則第166条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

キンコウセーフティ株式会社の概要

キンコウセーフティ株式会社

名 称 キンコウセーフティ株式会社
 代表取締役社長 坂本 克己
 所 在 地 大阪市城東区鳴野西2丁目11-2
(大阪府トラック総合会館内)
 資 本 金 1,000万円(近畿交通共済協同組合100%出資)
 設 立 年 月 日 平成13年10月2日
 代 理 店 登 録 平成13年11月8日
 契 約 損 保 会 社 富士火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、
三井住友海上火災保険(株)
 電 話 06-6965-2561
 F A X 06-6965-2830

[取扱商品]

運送業者賠償責任保険

(幹事会社:東京海上日動火災保険(株))

自動車保険

火災保険

傷害保険

ごあいさつ



近畿交通共済協同組合
理事長 坂本 克己

謹 啓

トラック運送事業者の皆さまには、日頃より近畿共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。私どもの事業概況、財務状況を皆さまにお知らせするためにこの冊子を作成いたしました。本誌をご覧戴き、近畿共済の事業に一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

近畿共済は、昭和45年に、大阪でトラック運送事業者の相互扶助に基づく協同組合として、全国に先駆けて設立されました。順調に業容を拡大して奈良、和歌山、滋賀、京都を加えた2府3県で、自動車共済を中心に事業を展開して、平成13年10月には、トラック共済の全国組織である交協連を窓口にも自賠責共済に参入、さらに近畿共済本体では取扱っていない生保、損保の商品を販売するキンコーセーフティ(株)を設立して幅広くトラック運送事業者のニーズに応えられる事業を展開してまいりました。

さて、ユーロ危機や消費税を巡る政治の混迷により、日本経済の先行きは混迷を深めており、我々トラック運送業界は、昨今の異常な軽油価格の高騰に加えて、生産の停滞による荷物の減少や環境問題への対応、過当競争による運賃の低下等も重なり企業存亡の瀬戸際に立たされ

ております。この時代に近畿共済は、損保の攻勢が年々激しくなるなかで、トラック運送業者に支持されるサービス、商品の提供が強く求められております。また、組合組織全般に透明性の確保、健全性の確立に努め、運営全般に法令等の遵守が必須となっております。このために、人材の育成、組織の整備を進めて万全の事務局体制を構築して、執行部の管理、指導のもとに開かれた組合運営を目指してまいります。

業務の推進では、先ず事故の解決にあたっては、被害者救済を念頭におきながら、契約者に納得していただける事故処理を行うことに徹してまいります。次に、事故防止につきましては、道路という公共財を使用しているトラック運送事業者の社会的地位の向上のために、事故防止の様々な講習会の開催や、事故防止器材の普及に努めてまいります。さらに、契約につきましては、共済運営の基盤は契約の拡充にあるということを肝に銘じて、未契約、未加入の事業者の皆さまに積極的に働きかけてまいります。

厳しい経営を強いられているトラック運送事業者の経営の一助となるべく、これからも運営してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

敬 具

近畿共済を取り巻く環境変化

近畿共済の基盤であるトラック運送業界は、長引く経済低迷のもと依然として低調な物流輸送需要、規制緩和後の新規参入増加による過当競争に伴う運賃水準の低下に加えて、環境問題や安全問題などの社会的要請への対応によるコスト負担が求められ、さらに軽油価格の高騰による収益圧迫や若年運転者不足の深刻化、運輸事業振興助成交付金問題など業界としての課題が山積し、極めて厳しい経営環境にあります。

一方損害保険業界は、保険の自由化以降、激的な商品や価格競争が展開されてきましたが、主力の自動車保険分野では少子高齢化や新車販売の不振により大幅な市場拡大が見込めないなか、大手3グループへの再編が進むなど、損保各社の競争は一段と激しさを増しています。

こうした厳しい状況のもと、改正保険業法により共済事業が保険業と規定され、近畿共済の根拠法・監督法である改正中小企業等協同組合法が会社法や保険業法に準拠した内容で平成19年に施行されるなど、協同組合が実施する共済事業に対して保険と同一の規制を図る動向が見られます。また平成22年4月施行された保険法においては、共済契約も保険契約と同様に適用対象となり、基本的な契約ルールが定められました。こうした中、事業運営の健全性や透明性の確保をはかり、コンプライアンスの確立が厳しく求められることとなります。

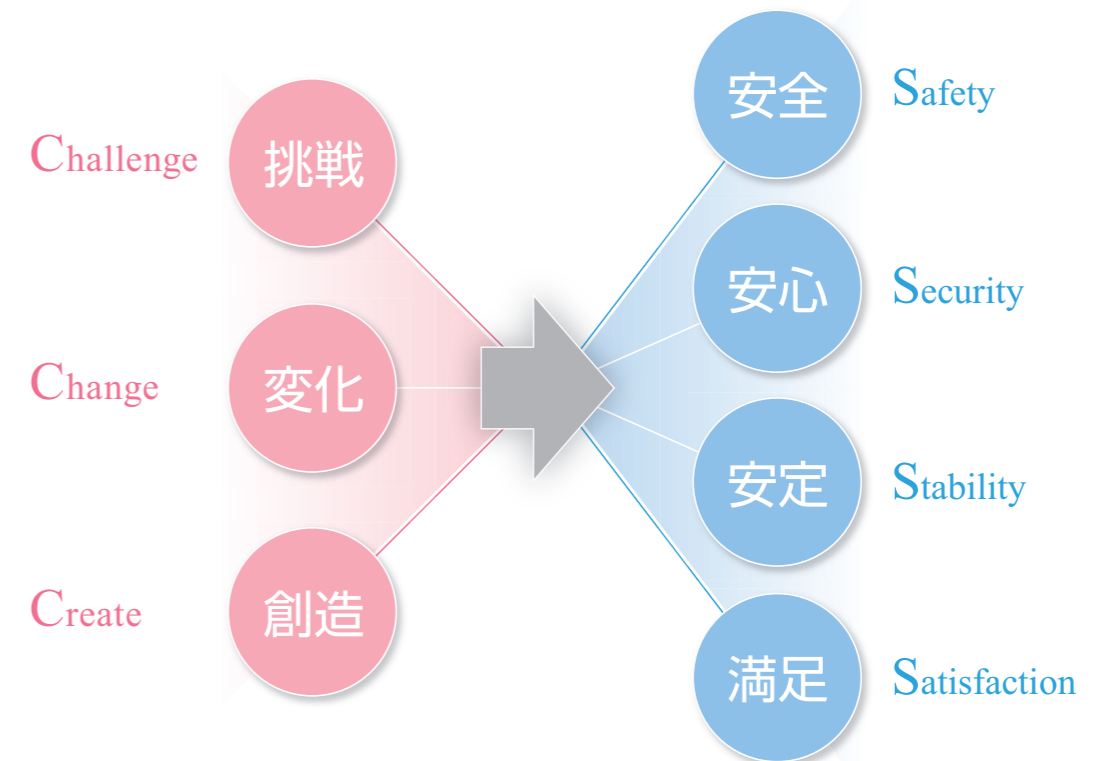
近畿共済は、組合員、契約者の皆さまの信頼に応えるため、こうした環境変化に対応しつつ、組合の存在意義を輝かせ、事業基盤を将来にわたり確固たるものとするため大胆かつ堅実な事業運営を行ってまいります。

新しい時代における近畿共済のビジョン

近畿共済は、近畿地方2府3県の貨物運送業界の多数が参加する業界自らがつくった地域に根ざした協同組合であること、交通事故による損害賠償というリスクから事業を守るための自動車共済に特化した事業を行う組合であることに特色があります。だからこそ、組合員の協力で契約獲得費用を節減したり、交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えて、損保料率に対して比較して優位な低い共済掛金を維持することができました。

しかし、当組合も市場化や保険の自由化の進展の影響のもとで、「顧客」である組合員から選ばれ支持される事業であるためには、組合員のニーズに的確に応えられる商品とサービスの提供により独自の信頼とブランド力を培っていかねばなりません。組合員の相互扶助という基本精神を大切にしながら経済社会の急速な変化への柔軟な対応を図りつつ今後の事業展開をしていきます。

1. トラック運送事業者のニーズに応える商品の企画開発と信頼されるサービスの提供
2. 組合員への還元と掛金負担の軽減を図る効率的な事業運営
3. 組合員と組合の「顔と顔が見える」地域に密着したコミュニケーションを大切にする運営と共済推進体制の質的向上
4. コンプライアンスの推進とリスク管理の強化による健全な事業管理態勢の確立
5. 適正な事故処理による交通事故被害者救済や交通事故防止活動等を通じた社会貢献





平成23年度のわが国経済は、東日本大震災の復興需要や個人消費・企業の投資も好調で内需がしっかりし、緩やかに回復していると言われるものの、欧州債務危機やその影響による円高圧力、中国を始めとした世界経済の減速傾向、さらには電力不足などによって先行きが懸念されています。

こうした情勢のもと、貨物運送業界においては、輸送需要の落ち込み、運賃水準の抑制などに加えて、燃料価格の上昇による収益悪化、若年運転者不足の深刻化のもとますます厳しい経営環境下におかれています。一方、損保業界は、国内需要の低迷の中

で自動車保険収支の悪化傾向のもとで、「3メガ」体制に再編され競争が一層熾烈に繰り広げられており、運送業界への契約獲得攻勢も益々激しくなっています。

こうした情勢のもとで、当組合は、中小企業等協同組合法および保険法に基づき、法令遵守やリスク管理、運営の透明性、事業の健全性を図る制度対応を行いながら、厳しい経営環境にある組合員の経営の一助となるように共済事業推進に取り組んだところ、次のとおりの成果を得ることができました。

平成23年度の収支の状況および剰余金処分

平成23年度は、対人・対物共済契約が減少したことから、正味共済掛金は70億9,349万円と前年度比0.2%減少し、これに支払備金戻入や責任準備金戻入、資産運用益等を加えた経常収益は、前年度より1.7%減の166億6,068万円となりました。

一方、発生事故が増えたため、支払共済金が57億716万円と前年度より3.3%増加し、これに支払備金繰入や事業費等を加えた経常費用は、前年度より1.1%減の163億3,834万円となりました。

この結果、経常利益は3億2,235万円となり、税引前当期利益は前年度比24.7%減の3億2,235万円を計上することができました。

共済種目別の収支状況についてみると、対人、搭乗者が赤字、対物、車両および労災が黒字となりました。前年比では車両および労災が増益、対人、搭乗者および対物が減益となりました。自賠責については、収支相当の計算をしています。

主な業務実績は次の通りです

1. 契約推進

契約業務においては、現存契約の維持・拡充を重点に、優良な新規契約獲得を目指して、従来の施策推進に加えてトラック協会や契約推進委員等の協力を得て、新規契約推進キャンペーンや「ローラー作戦」による訪問勧誘などを推進しました。その結果、昨年度を上回る新規契約を獲得することができたものの、既契約組合員の事業廃止や減車も多く、全共済種目で年間契約目標を達成することができませんでした。搭乗者共済と車両共済については、期首台数を上回ることができました。自賠責共済および労災共済については昨年度実績を上回ることができました。

2. 事故発生状況

一昨秋からの事故増加傾向は、本年度に入っても続き、全自動車共済の事故発生件数、事故率が前年度より増加する結果となりました。しかしながら、対人死亡者数は一貫して減少傾向にあり、前年度よりさらに減少しました。また、労災事故については、発生件数、死亡者数、事故率ともに前年度より減少しました。

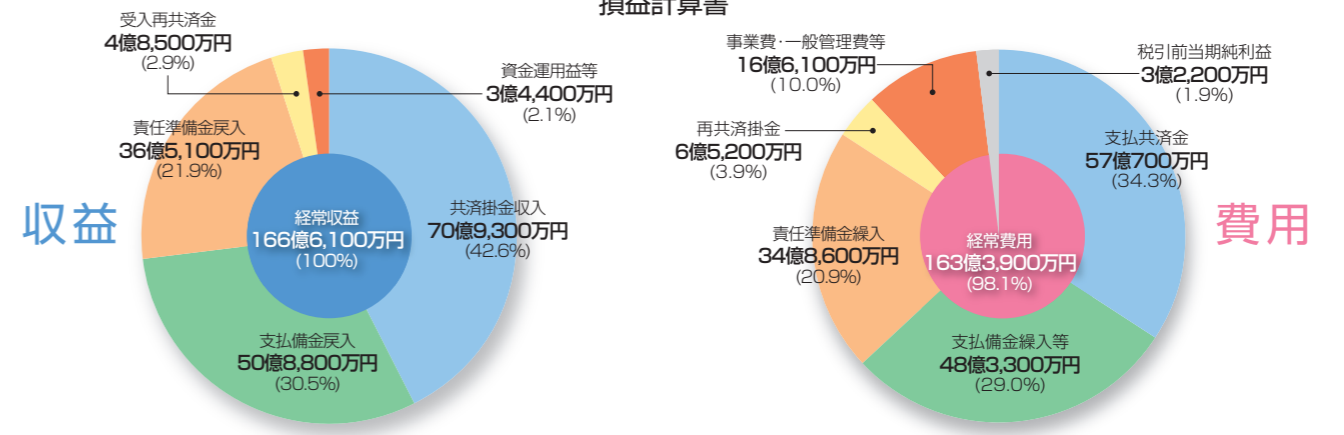
3. 事故処理

本年度は事故の早期解決と年間発生数を上回る処理を目標として事故処理にあたったものの、事故発生増のため、期末未済件数は前年度末に対して、搭乗者が減少、対人、対物および車両が増加しました。労災は前年度末と同数でした。

4. 事故防止対策

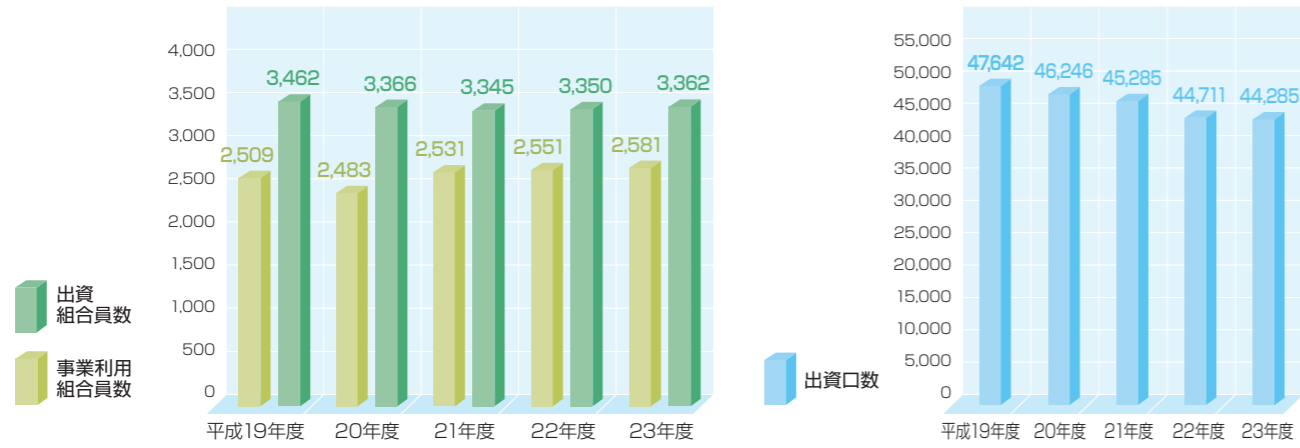
昨年から続く事故増加傾向の抑制を目指して、個別事業所対策に重点を置き、適性診断車巡回サービスやアクセスチェッカーミニ貸出サービスなど安全運転意識向上を図るとともに、事故多発事業所に対する事業所訪問や事業所講習会を積極的に行いつつ、全般的対策として、トラック事故に多い追突・後退事故撲滅推進運動の推進、安全運転講習会、事故防止セミナー、ドライブレコーダーの貸し出しや事故防止機器購入経費の一部助成など多様な施策を講じてきました。

平成23年度収支決算
損益計算書

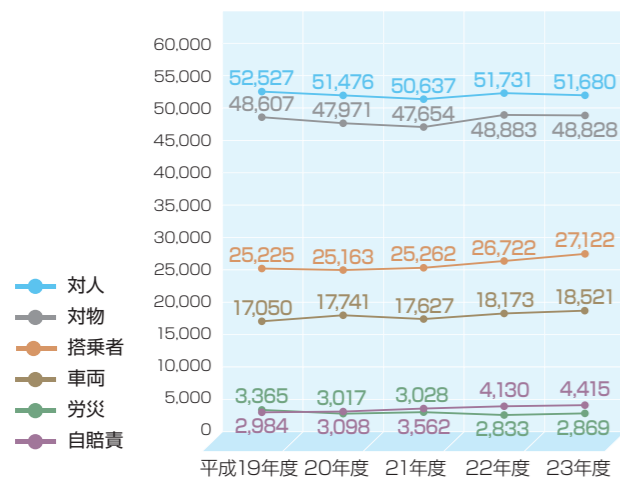


- 1 | 出資配当は、65万円。年0.3%の配当率で、出資口数に応じて配当しました。
- 2 | 利用分量配当として、事業利用組合員に7,215万円を返戻しました。配当金は、事業利用の分量に基づき補償率に応じて配当を行いました。最高配当率は2.2%です。
なお、利用分量配当とは、定款に基づき行われる利益剰余金の組合員への分配方法であり、組合員にとって損保会社にはない有利な制度です。当組合の創立以来の配当金総額は今年度で180億円超となりました。
- 3 | 平成23年度は、2億5,400万円を内部留保しました。
これにより、当組合の内部留保は、93億1,687万円となりました。内訳は、利益準備金5億8,400万円、組合積立金86億8,760万円、教育情報費用繰越金4,500万円、次期繰越金27万円です。

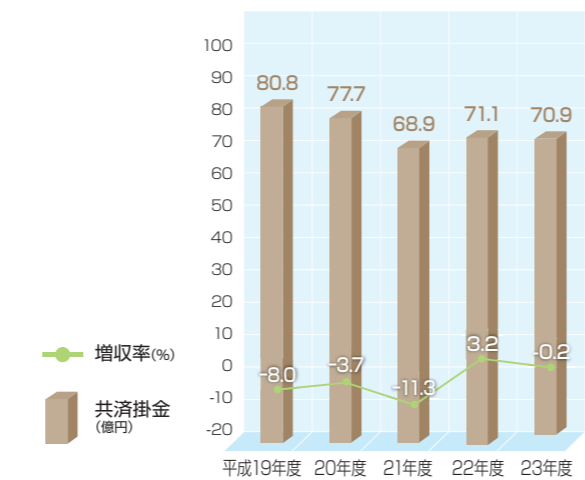
出資及び事業利用組合員数、出資口数の推移



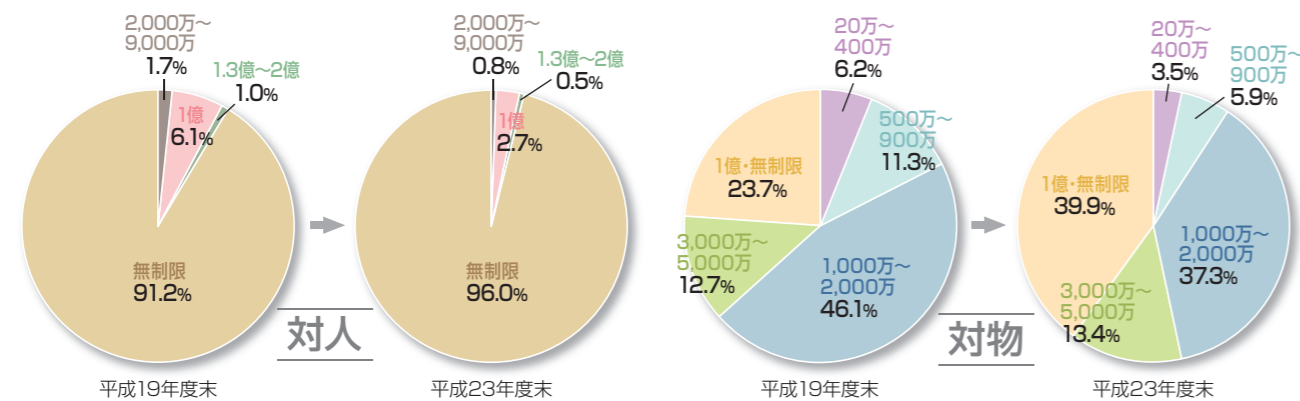
契約台数(人員)の推移



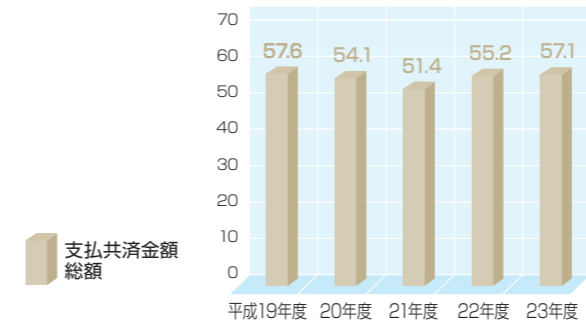
正味共済掛金の推移



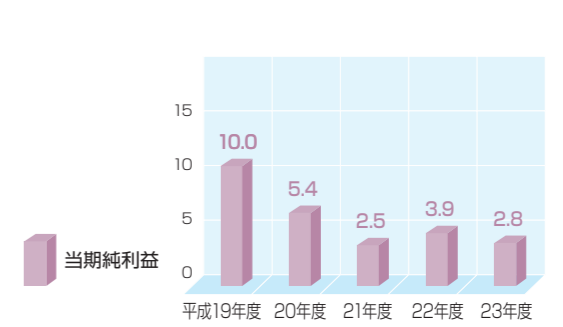
共済金額別契約構成比の推移 (単位: %)



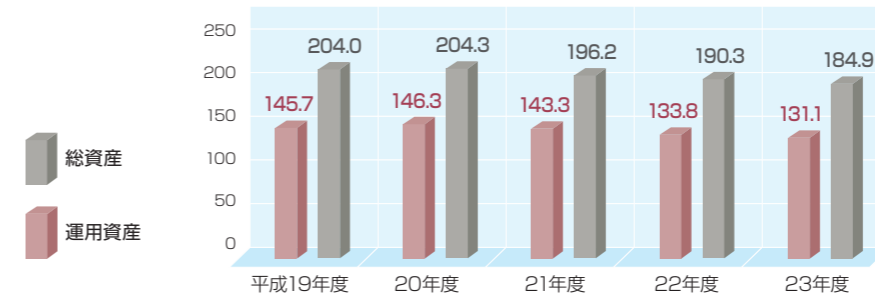
支払共済金の推移 (単位: 億円)



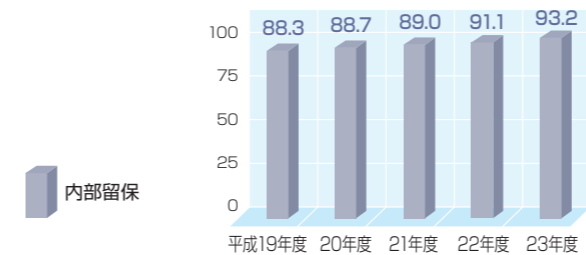
当期純利益の推移 (単位: 億円)



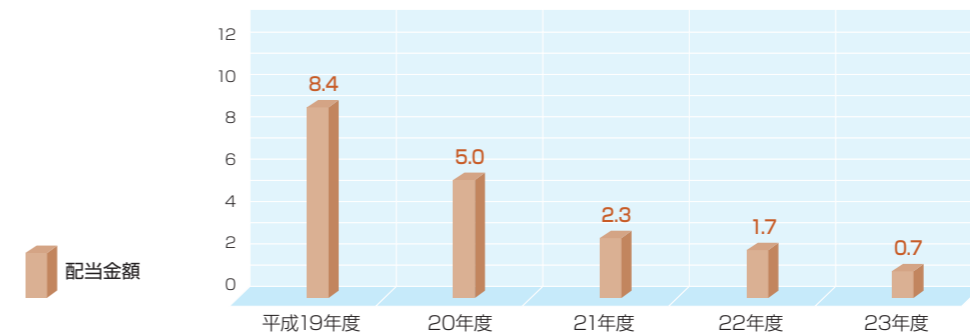
組合資産の推移 (単位: 億円)



内部留保の推移 (単位: 億円)



組合員への配当金額の推移 (単位: 億円)



組合の組織運営のしくみ

近畿共済は、中小企業等協同組合法に基づき、国土交通省近畿運輸局(当時は運輸省大阪陸運局)の認可を受けて設立された、貨物運送事業者が自発的に相互扶助の精神で運営する協同組合であり、組合員に奉仕することを目的としています。

当組合は創立以来、常に「組合員第一」の姿勢に徹し、組合員の切実な要望や実態に応じた共済事業を展開してきました。そのためにも、常に組合員の意

見が反映される運営に努力し、組合員の運営参加を大切にしてきました。

意思決定のシステムはもちろん、組合員会や地区委員制度などを通じて組合員が運営に参加するという協同組合本来の姿勢を表す取り組みのほかに、事務局職員が組合員の相談を日常的に受けたり、アンケート活動などを通じて組合員のご意見やご要望を事業運営に反映させるよう努力しています。

総代会

各地域から組合員数に応じて選出された総代(184社)による最高の意思決定機関で、毎年度の事業計画と事業報告書、予算と決算、定款等の規程改正などの機関決定を行い、理事、監事を選挙します。毎事業年度終了後3か月以内に開催される通常総代会と、必要に応じて開催される臨時総代会があります。



理事会

総代会で選出された理事(106名)により構成される、組合の業務執行方針決定機関です。通常・臨時総代会の召集や提出議案について議決します。理事の中から理事長、副理事長、専務理事および常務理事を選任します。



監事

総代会で選出された監事(7名)により、理事による業務運営に対する監視機能を果たせるよう、会計監査および業務監査を行います。監査の専門性を見地から1名以上の員外監事の選任が法律上義務づけられています。



委員会

理事会の諮問機関として、総務委員会、企画広報委員会、契約推進委員会および事故防止委員会の四つの常設委員会、共済金決定等について共済契約者からの不服申立てを審査する審査委員会があります。



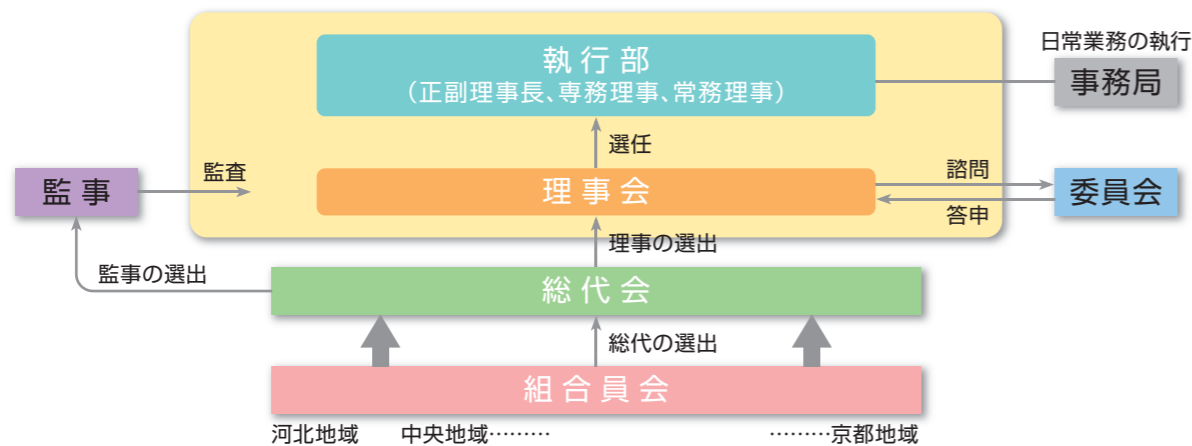
組合員会

各地域において組合員、役員、事務局が一堂に会し、共済事業の説明や意見交換を行い、組合運営に対する理解と協力を得るとともに、総代、役員候補者の選出を行います。



地区委員会議

地域の加入勧奨、事故防止活動を地区ごとにきめ細かく推進していくこととあわせて、組合員の声や未加入事業所の意見を引き出し組合運営に反映させることを目的として制度化されています。



コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み

当組合は、社会的責任を果たし、組合員や契約者の皆さまから信頼いただくためにコンプライアンス(法令等遵守)の態勢を強化し、これを重視した事業運営を行うよう努めています。

1. 行動指針・行動規範

当組合は、コンプライアンスを事業運営上の重要課題と位置づけ、行動指針のもと、行動規範や各種方針を明確にし、役職員はこれに基づき業務を遂行しています。

2. コンプライアンス推進体制

当組合事務局内に、専務理事を議長とするコンプライアンス推進会議を設置して、コンプライアンスの推進状況等について審議しています。

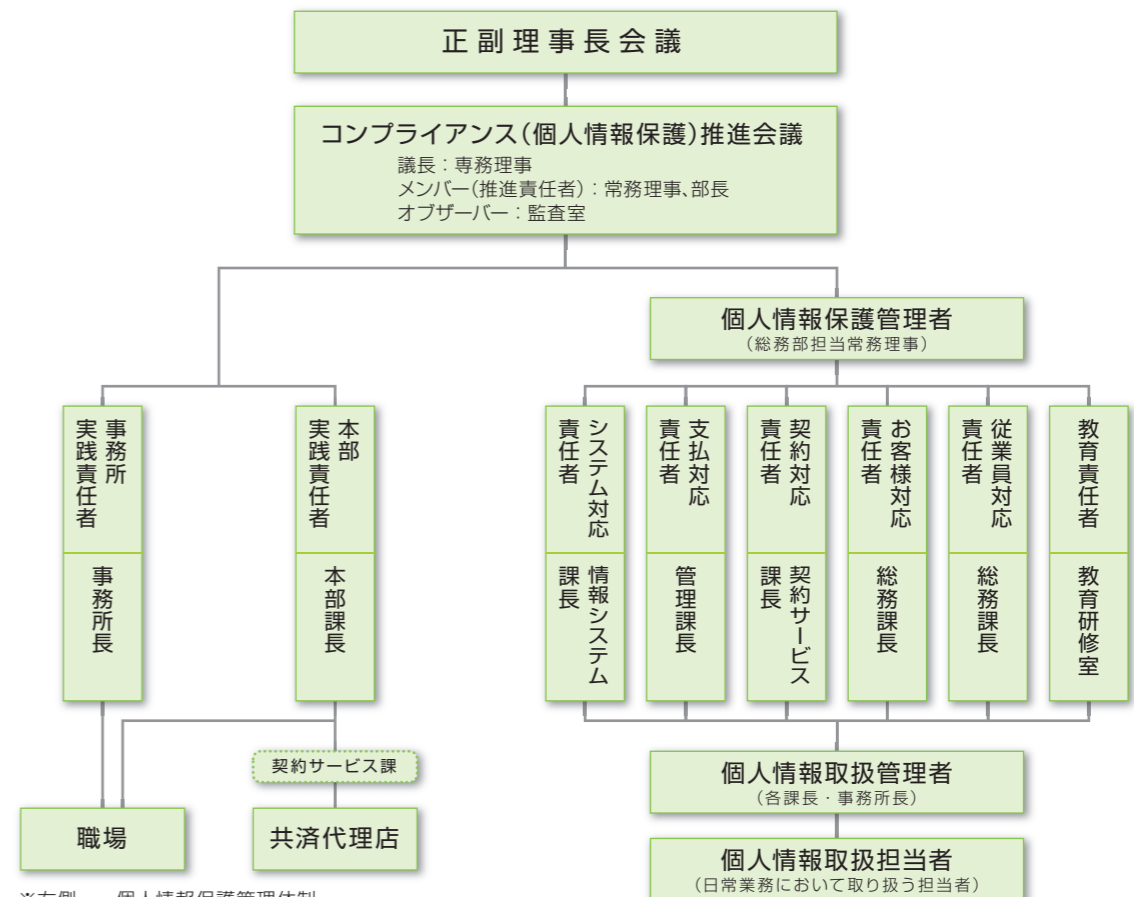
コンプライアンスの実務については、コンプライアンス推進責任者・実践責任者を定め、各部署の日常業務において、役職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を高め、適切な業務遂行を図るよう努めています。

3. コンプライアンスの実践のために

コンプライアンス推進のための実施計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、この計画に沿って取り組んでいきます。

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを作成し、全職員、派遣職員の研修を行い、周知徹底を図っています。

コンプライアンス推進体制



※右側……個人情報保護管理体制
左側……コンプライアンス推進体制

個人情報保護

当組合では、個人情報保護法に対応して、組合員・運転者、事故被害者の皆さまなどが安心して当組合のサービスをご利用いただけるよう、皆さまの個人情報について、別記の通り「個人情報保護方針」を定

め、情報の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいくとともに、「個人情報保護規程」等に基づき個人情報を適正に取り扱うための事務局内体制の整備や個人情報保護意識の高揚に努めています。

個人情報保護方針

近畿交通共済協同組合(以下、「当組合」といいます。)では、組合員・契約者等の皆さまからのご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、次の通り個人情報の適切な保護、管理、利用に努めています。

1. 個人情報の取得と利用

当組合では、自動車共済、自賠責共済、労災共済等の事業に関する個人情報を、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により取得いたします。

これらの情報は、次の目的に必要な範囲内で利用いたします。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| ①ご本人かどうかの確認 | ⑥その他の商品・サービスのご提供・ご紹介 |
| ②共済契約の締結および共済掛金等の収受 | ⑦各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供 |
| ③共済金等の支払 | ⑧当組合が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施 |
| ④再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求 | ⑨より良い商品の開発 |
| ⑤事故防止活動 | ⑩その他、組合員・契約者等の皆さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行 |

2. 個人データの第三者への提供

当組合では、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| (1)法令により必要と判断される場合 | (3)共同利用を行う場合(下記3をご覧ください。) |
| (2)利用目的の達成のために必要な範囲において、業務委託先等に提供する場合 | (4)組合員・契約者等の皆さままたは公共の利益のために必要であると考えられる場合 |

3. 共同利用

当組合は、損害保険会社等との間で個人情報を共同利用しております。

詳細につきましては、当組合ホームページをご覧ください。

4. 個人情報の保護・管理

当組合では、組合員・契約者等の皆さまに関する情報については、正確に、新しいものにするよう適切な措置を講じています。また、収集した個人情報への不当なアクセスの危険に対しては、防止するための十分な措置を講じて情報の保護に努めています。

5. 保有個人データに関する開示・訂正のご依頼

当組合では、組合員・契約者等の皆さまから情報開示・訂正のご依頼については、下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当組合所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、特別の理由がない限り対応いたします。

【お問い合わせ窓口】近畿交通共済協同組合 総務課 電話:06-6965-2820

※個人情報の取扱いに関する上記内容については適宜見直し、改善していきます。

反社会的勢力への対応および利益相反取引の管理

当組合では、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、毅然とした対応に努めております。また、

利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理方針を定めております。

リスク管理の体制

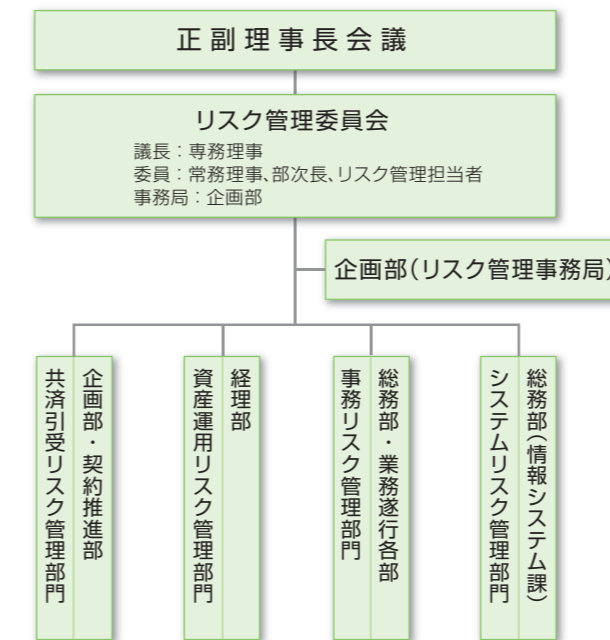
当組合を取り巻く経営環境の変化にともなう共済事業運営上のリスクの高度化・複雑化・多様化に的確に対応し、共済事業の維持・発展を図り、組合員・契約者などへの責任を果たす上で、リスク管理は経営上の最重要課題となっています。

当組合では、「リスク管理基本方針」を制定し、当組合のリスク管理の基本目的と行動指針を定めるとともに、組織体制や運用を規定する「リスク管理基本規程」に基づきリスクの正確な把握と適切な管理に努めていきます。

リスク管理の体制として、総合的なリスク管理を推進するためのリスク管理委員会を設けています。各部署がそれぞれのリスク管理を行い、リスク管理委員会が、各部署のリスク管理状況を把握するとともに、正副理事長会議への報告を行うこととしています。

管理対象とするリスクの内容は次の通りです。

当組合のリスク管理体制



共済事業の員外利用の管理体制

組合は、法令により組合員の利用分量の100分の20まで員外利用をさせることが可能であると規定されています。

共済引受リスク

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率等が予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

資産運用リスク

資産運用リスクとは、以下のリスクの顕在化により、保有する運用資産の価値が変動することによって損失を被るリスクをいいます。

○市場リスク

金利などの市場変動によって運用資産の価値が変動し、損失を被るリスク。

○信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク。

○流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

事務リスク

事務リスクとは、本組合の役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより本組合等が損失を被るリスクをいいます。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い本組合等が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより本組合等が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、法令に従って厳正に員外利用管理を行うため、員外契約比率の点検を定期的に行うとともに、自賠責共済代理店に対する指導も行っています。



皆さまからの信頼をいただくために

苦情・紛争解決機関について

当組合では、ご利用の皆さまに満足いただけるサービスの提供を目指して、共済事業にかかる相談や苦情を受付けております。皆さまの苦情や相談は、時として厳しいご意見も含まれていますが、それは当組合の商品やサービスに高い関心と信頼があればこそと真摯に受けとめ、積極的に業務改善に生かしていきます。

また、皆さまから申し出いただいた相談・苦情等について、当組合の対応でご納得のいく解決に至らず、外部の中立的な第三者機関を利用して紛争の解決を図りたいとお申し出があった場合は、苦情の申し出内容により、次の機関のご紹介もいたします。

◇社団法人 日本共済協会の共済相談所

(社) 日本共済協会の共済相談所では、会員団体の商品やサービスに関する全般的な相談や苦情を受け付けるとともに、審査委員会を設置しており、紛争の申し立てがあった場合は、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

なお、当組合など15のトラック交通共済で構成する全国トラック交通共済協同組合連合会は、(社) 日本共済協会の会員団体です。

※申出対象事案 ○共済契約に関する共済契約者等からの苦情の受付
○自損事故共済、搭乗者共済、労働災害共済、共済契約内容に関する共済契約者等からの解決依頼
電話番号: 03-5368-5757 【受付時間: 9:00～17:00(土日・祝日および年末年始を除く)】
詳しくは、同協会のホームページ(<http://www.jcia.or.jp/adr/>)をご参照ください。

◇財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責共済の支払に関して、ご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※申出対象事案 ○自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼
電話番号: 03-5296-5031 【受付時間: 10:00～17:00(土日・祝日および年末年始を除く)】
詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

◇財団法人 交通事故紛争処理センター

(財)交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っていきます。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼
電話番号: 03-3346-1756(本部)
詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

◇財団法人 日弁連交通事故相談センター

(財)日弁連交通事故相談センターの相談所が全国164か所(各弁護士会内等)に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っていきます。

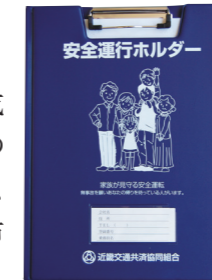
※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼
電話番号: 03-3581-4724(本部) 【受付時間: 9:30～15:00(土日・祝日および年末年始を除く)】
詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.n-tacc.or.jp/>)をご参照ください。



トピックス 平成23年4月～平成24年3月

■安全運行ホルダーを全契約組合員に配布

大好評をいただき新たな作成要望にお応えして、運転者用の「安全運行ホルダー」を作成し、契約組合員の契約台数分を配布しました。



■自動車共済規程を一部改正

第41回通常総代会(平成23年6月)において、自損および搭乗者傷害の後遺障害等級表について自動車共済約款を一部改正しました。また、第93回臨時総代会(平成23年12月)において、自動車共済掛金割引・割増取扱要領を一部改正しました。

■初の事業協同組合検査実施

中小企業等協同組合法に基づく近畿運輸局による「平成23年度事業協同組合検査」が平成24年2月28日初めて実施されました。業務・会計状況についての検査が行われた結果、全体的に適正であるとの講評をいただきました。

■アクセスチェッカーミニを導入

当組合では、事故防止サービスの一環として、アクセスチェッカーミニ(可搬型運転操作検査器)の貸出しサービスを平成22年9月から実施していますが、好評につき、23年9月から新たに2台を増やし、合計4台にて運用しています。



■適性診断車の利用者が5,000人を突破

平成21年8月から運行している適性診断車については大変好評をいただき、利用者が平成23年5月で5,000人を超えました。



新商品・制度の導入状況(過去5年間)

| 事業年度 | 商品・掛金(規約・約款の改定) | 組合制度(定款等の改正) |
|--------|--|--|
| 平成19年度 | 自動車共済割引割増制度の改正(19.3要領改正) 自賠責共済掛金改定 対人臨時費用の改定、自損・搭乗者・労災について共済契約者の支払義務規定化(19.6約款改正) 労働保険事務組合事務処理規程の改正(19.12) 分割払共済掛金の口座振替制度の拡充(20.1) | 改正中小企業等協同組合法に基づく定款改正(19.6) 自動車および労災共済規程の制定 既発生未報告支払備金および異常責任準備金の規定(19.12規程改正) |
| 平成20年度 | 自損、搭乗者について支払共済金競合の取り扱い、自損被共済者の見直し、自損臨時費用など規程改正(20.6約款改正) | 剰余金配当の支払期間を規定(20.6定款改正) 改正中小企業等協同組合法にもとづく地区委員制度運営要綱および実施細則改正(20.11) 商工中金株式会社化にもなう定款改正(20.12) |
| 平成21年度 | 分割払掛金の約束手形による払込方法を廃止(21.6約款改正) 特別割引実施 保険法制定に伴う約款改正、危険物積載車等の対物共済金支払限度額の取り扱い変更、自損・搭乗者共済金を被共済者に直接払い(21.12) | |
| 平成22年度 | けん引自動車の対物賠償特約の新設、分割払共済掛金解除規定、仮渡金取扱要領の廃止(22.6約款改正) 自動車共済契約引受証書・申込書の様式改定、新規契約の割引取り扱い見直し(22.12規程・約款改正) | 地域・組合員表彰規程改正(22.5改正) 金融ADR対応(苦情処理、裁判外紛争解決措置) |
| 平成23年度 | 自賠責共済掛金改定 後遺障害等級表の改定(23.6約款改正) 単独契約に伴う割引割増要領改定(23.12) | 反社会的勢力への対応に関する基本方針制定(23.5) |



自動車共済



対人共済

自動車事故で他人を死傷させ、被害者への損害賠償金額が自賠責保険で支払われる額を超えたとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

損害賠償額と費用の合計額から自賠責保険(共済)金を差し引いた額をお支払いします。被害者1名ごとの損害につき共済金額を限度としてお支払いします。引受限度額は、無制限です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。臨時費用として、別枠でお支払いします(死亡の場合5万円、入院の場合2万円)。



自損事故補償

共済契約者、従業員である運転者または搭乗中の従業員等が、自損事故(運転ミスにより電柱に衝突したり、崖から転落した場合など)によって死亡またはケガをし、その損害について自賠責保険から補償されないときに、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

- **死亡共済金** 対人共済金額に応じて1,200万円から1,600万円。
- **後遺障害共済金** 後遺障害の程度に応じて死亡共済金の4%から100%。
- **介護費用共済金** 介護を要する重度後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて200万円または350万円。
- **医療共済金** 入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円(限度額100万円)。(以上の共済金については、労災保険給付がある場合は、それぞれ半額となります)。
- **減収補償共済金** 死亡または入院が60日以上の場合に、対人共済金額に応じて120万円から160万円。臨時費用として、死亡の場合30万円、60日以上入院の場合10万円をお支払いします。

自損不担保特約もあります。

自損事故補償については、基本的に対人共済契約をされると自動的に付帯していますが、自損事故の場合は労災共済や搭乗者共済と補償が重複することから、契約者の選択により自損事故補償の取り外しも可能です。



車両共済

衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮などの偶然な事故によって契約した車両が損害を受けたときに共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

- (1)ご契約の車両が修理できる場合(分損:修理費が損害発生時の時価額より下回る場合)。ご契約の車両の損害額からご契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額。
- (2)ご契約の車両が修理できない場合(全損:修理費が時価額以上となる場合)損害発生時の時価額。臨時費用として、共済金額の5%(10万円を限度とします)をお支払いします。



搭乗者共済

契約自動車に乗車中の人(運転手を含みます)が、事故によって死亡したりケガをしたときには、損害賠償金とは別に共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

- **死亡共済金** 共済金額(1名につき300万円、500万円、1,000万円の3種類)全額。
- **後遺障害共済金** 後遺障害の程度に応じて共済金額の4%から100%。介護を要する重度後遺障害が生じた場合には、共済金額の10%を重度後遺障害特別共済金として、50%を重度後遺障害介護費用共済金として別に支払います。
- **医療共済金** 入院1日につき共済金額の1.5/1000、通院1日につき共済金額の1/1000(限度額180日)。



対物共済

自動車事故によって他人の自動車や家屋などに損害を与え賠償しなければいけないとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

共済金額を限度として、修理費等の合計額からご契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。引受限度額は、無制限です。免責金額は、ゼロ、3万円、5万円、10万円、15万円、20万円、30万円、50万円の8種類です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。なお、免責30万円、50万円については、営業用の普通貨物自動車(2t超)、普通貨物自動車(2t以下)、小型貨物自動車、普通車ダンプカー、特種用途自動車、A種工作車、B種工作車で1,000万円以上の共済金額の場合となります。ご契約の車両の対物共済金額が10億円を超える金額で契約されており、ご契約の車両に積載された危険物またはご契約の車両がけん引するけん引自動車に積載された危険物の火災、爆発、漏えいにより起因する対物事故の場合にお支払いする対物共済金の限度額は10億円となります。航空機の滅失、破損または汚損を伴う事故の場合も同様とします。ご契約の車両が、「クレーン・ショベル付」A種工作車、レースカー、ラリーカーの場合は共済金額10億円にてお引受けいたします。

対物賠償損害に関する火災・爆発・漏えい危険のみ高額担保特約

対物共済をご契約の車両の事故で、積載物の火災、爆発、漏えいにより他人の財物を壊し、対物共済の支払限度額を超えて法律上の損害賠償責任を負う場合に、この特約の共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、主契約である対物共済金額を含みます。

けん引自動車の対物賠償特約

対物共済をご契約のけん引車(トラクタ)が他者のトレーラをけん引中の事故で、当該トレーラの滅失、破損または汚損が生じ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、対物共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。



労災共済

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡したりケガをされたときに政府労災保険に上乗せして共済金をお支払いします。

遺族補償給付・障害補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡されたときまたは後遺障害を被ったときに、契約時に定めた給付額(障害補償給付は後遺障害の度合に応じて)をお支払いします。

甲種 / 給付額を1口から15口(遺族補償の場合は1口100万円)までの中から任意にお選びいただけます。

乙種 / 組合員と従業員の間で締結した災害補償規程に定めた給付額にて契約していただけます。

休業補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が休業されたとき、休業4日目から1日ごとに契約時に定めた給付額(最高1,092日分)をお支払いします。

A型(定額型) / 休業し、賃金を受けない日の第4日目以降に対し、1日につき1,000円をお支払いします。

B型(定率型) / 休業し、賃金を受けない日の第4日目以降に対し、1日につき給付基礎日額の20%をお支払いします。

(給付基礎日額とは政府労災保険で算定した平均賃金)



自賠責共済

法律(自動車損害賠償保障法)によって、すべての自動車(バイクを含む)に加入が義務づけられている強制保険です。原則としてすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度です。

基本的な対人賠償として、交通事故による死亡の場合は3,000万円まで、後遺障害の場合は等級に応じて第14級75万円から第1級3,000万円まで(神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し介護が必要な場合、常時介護のときは4,000万円、随時介護のときは3,000万円)、傷害の場合は、120万円までの共済金をお支払いします。お支払いにあたっては、法律に基づいて定められた支払基準に基づいて迅速・適正にお支払いします。

「少しでも安い負担で最大の補償を」という組合員の皆さまの要望にお応えして、当組合では自動車共済掛金水準を保っています。これは、組合員の皆さまの協力で契約獲得費用を節減したり、交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えることで可能となっています。

また、シンプルでわかりやすい商品内容が特徴です。交通事故被害者の救済、共済契約者の被るリスクからの保護という、貨物運送事業者に必要な基本的補償は十分です。契約者の皆さまが必要な共済種目を任意に選択していただけます。

当組合では、各種の共済パンフレットや広報誌、業界紙などを通じて商品やサービスのご案内をさしあげるとともに、各種会議において契約担当者のご要望をお伺いし、ニーズに応えられるように努力しています。また、共済契約推進にあたっては、勧誘方針を厳守し、重要事項の説明を尽くすよう努めています。

勧誘方針の策定

当組合では、組合員、契約者の皆さまからより一層のご信頼をいただけるよう、共済の勧誘にあたっての方針を定め、適正な共済契約の推進・勧誘に努めています。



ご契約にあたって

ご契約は、組合員および系列会社に限りです

組合員とは、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府内の貨物運送事業者が組合の加入承認を得た後、一定の出資(一口5,000円)をした方のことをいいます。

組合員と人的、資金的に密接な関係をもつ系列会社は、その組合員の契約を前提に員外利用として共済契約ができます。

ご契約のおすすめ

交通事故の大型化に備え、対人・対物ともに無制限でのご契約をおすすめします。

ご契約は便利でお得な全車一括契約をおすすめします。

自賠責共済もあわせて当組合にご契約いただきますと、共済金請求手続などが一本化でき、お支払いも一段とスピーディです。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. ご契約内容を十分ご確認ください

共済契約申込書の記載事項が事実と相違している場合は、共済金をお支払いできないことがあります。契約もれ、登録番号間違いがないかを再確認してください。特に車両共済契約については、付属品の記載漏れがないかご注意ください。

2. 共済金額は、適切な額をお付けください

車両共済契約は時価でお引受します。事故で全損になれば車両契約は事故発生時に終了します。

3. 次の対象車種等の場合はご注意ください

- (1) 対物共済では、積載危険物による事故等の場合、お支払限度額は10億円です。また、一部制限車種にはお引受限度額があります。
- (2) 危険物積載車には危険物割増を適用します。
- (3) 事故防止装置装着車の場合割引適用するための資料が必要となります。

4. 共済責任の発生時期にご注意ください

当組合の共済責任は、共済契約引受証書記載期日の午後4時から始まります。共済期間が始まった後であっても、共済掛金をお支払いいただく前に生じた事故については、共済金はお支払いできません。

共済掛金のお支払方法について

1. 初回掛金は、現金または小切手で取扱銀行にご入金ください。
2. 分割払いは、6回払と11回払の2種類があります。

3. 分割払い方式は、口座振替による支払となります。
4. 口座振替方式の引落日は毎月3日または22日です。
5. 1回払の場合は、基本掛金を3%割引します。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 分割払掛金の2回目以降の掛金のお支払いについて、払込期日から7営業日を過ぎても分割払掛金のお支払いがない場合は、事故が発生した場合であっても共済金をお支払いできません。またご契約を解除することがありますのでご注意ください。

2. ご契約後、下記のようにご契約車を入れ替るなど、契約内容の変更が生じる場合は、直ちに当組合にご通知ください。ご通知をいただけない場合、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。(契約車両の入替、契約車両の用途・車種、登録番号などの変更、競技または試験に使用する場合など)

勧誘方針 ～組合員の皆さまへのお知らせ～

共済契約の推進にあたり「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、つぎの勧誘方針を定めていますので、ご案内します。

1. 共済契約のお勧めにあたっては、中小企業等協同組合法、金融商品の販売等に関する法律その他各種法令等を遵守し、適正な共済契約の推進に努めてまいります。
2. 組合員の皆さまに共済商品の内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を創意工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済商品が選択できるよう努めていきます。
3. 共済契約の推進にあたっては、組合員の皆さまのご迷惑とならないように、時間帯や場所につき十分に配慮してまいります。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済契約推進(郵送等)をおこなう場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
5. 万が一共済事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めてまいります。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については適正かつ厳正な管理に努めてまいります。
7. 組合員の皆さまのご意見、ご要望をお聞きし、今後の共済商品開発や契約推進に反映していくよう努めてまいります。

共済(保険)の値打ちは、事故が起きたときに試されます

万一事故が起きた時に、迅速・的確に事故処理に取り組み解決を図ることが、何よりのサービスとして組合員に安心を提供することになり、被害者救済にもつながることを確信しています。

当組合は、「組合員第一」の姿勢で全力をあげて取り組むことを基本に、組合員の皆さまに最も近い第一線スタッフの対応力を高め、組合員の皆さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます。このため、事故処理担当者の能力向上に力を入れ、研修などを積極的に行っています。

示談代行サービス

契約車両による事故が発生したときには、事故解決への相談、援助はもちろん、契約者と被害者の同意があれば、損害賠償額を確定させるために、当組合が被害者との示談交渉を引き受け、組合員に納得いただける示談代行サービスを行います。



全国どこの事故にも対応

遠方で起きた事故でも、必要に応じてスタッフを派遣できるように配置しています。
また、鑑定人や業務委託契約損害調査会社を利用してスピーディに効率的な調査を行うなど、全国をカバーするための万全の体制を構築しています。

親切・スピーディな事故解決

事故処理は専門スタッフが担当し、組合員と常に連絡をとりながら進めます。対物事故におけるコンピューターによる事故車損害額見積りシステム(アウダネオなど)や判例検索のOA化、決裁権限の思い切った現場委譲の実施などにより適切かつスピーディな事故解決に努力しています。また、法律上の問題については顧問弁護士、医療上の問題については審査医に相談しながら適正・妥当な賠償に努めています。



賠償金一括払サービス

対人事故の場合、自賠責共済金(保険金)と対人共済金を一括してお支払いしますので、スピーディで円滑に事故処理が進みます。

訴訟になったときにも万全のサポート

万一訴訟になった場合でも、顧問弁護士により十分で援助できる体制を整えています。
また、弁護士報酬や訴訟費用等は当組合が負担します。

パソコンシステム管理による効率化

当組合は、「事案管理システム」を導入し、迅速な組合員・被害者への連絡と支払に努めています。
このシステムにより事案の現状を補償サービス部全員が共有することで、より効率よく適正な事故処理対応することが可能となりました。

組合員への進捗状況報告

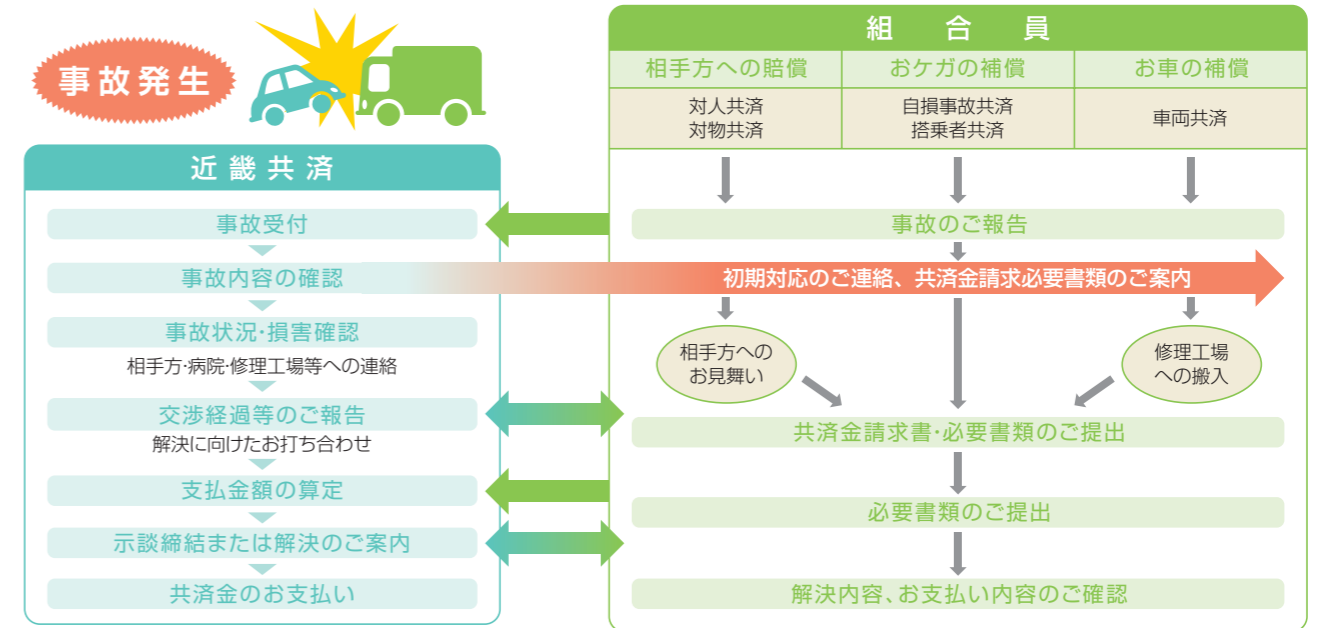
事故受付後における被害者、相手方の損害状況や交渉経過、支払状況などを組合員に電話にてタイムリーに報告することを徹底しています。

夜間・休日事故受付サービス

夜間・休日に事故を起こされた場合にフリーダイヤルで事故報告の受付を行っています。

0120-132583
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

事故発生から共済金お支払いまでの流れ



①事故の発生と事故報告

万一事故が起こったら、まず負傷者の救護や損害の拡大防止を行うとともに警察に通報してください。そして、すみやかに近畿共済に事故の報告をファックスをお願いします。折り返し、事故処理スタッフより連絡します。

③必要書類の案内と提出

共済金支払に必要な書類をご案内いたしますので、確実な共済金支払期日管理のために、早期の提出にご協力ください。

②事故原因や損害状況の確認

ご契約内容を確認のうえ、事故処理スタッフが事故現場や被害物件の確認、被害者・関係者との折衝を行います。当組合では、所定の期間内に必要な調査を終え共済金をお支払いします。

④示談交渉と共済金の算出・支払

賠償事故については、示談交渉により損害額や過失割合を決定して支払共済金額を算出し、迅速に共済金をお支払いします。

ロードサービス

当組合では契約組合員の皆さまに、「日本ロードサービス株式会社(JRS)」による、24時間いつでも日本全国(サービス提供地)でご利用いただけるロードサービスの加入を斡旋しています。安全・安心のためロードサービスへの加入をおすすめします。

搬送サービス、レッカー牽引サービス

車両が自走不能の場合には、トラブル発生地点より最寄りの修理工場等へ積載車またはレッカー車により搬送します。

24時間・緊急サポートサービス

車両のトラブルが発生した時に、安全性の確保や車両トラブルにおける応急処置のアドバイスを行い、運転者の要請があれば、組合員会社に対し、緊急連絡や状況説明を行います。

現場緊急サービス

①鍵の解錠 ②バッテリージャンピング ③スペアタイヤの交換
④燃料切れの現場緊急サービスの他、現場対応可能な応急修理作業(軽作業)。

交通事故により企業が受ける損失は損害賠償金にとどまりません

企業の事故処理担当者が要した費用や労働力の損失、事故を起こした運転者の免許停止等による労働力の損失、優良割引率減少による掛金(保険料)のアップ、企業のイメージダウン…。こうした共済(保険)でカバーしきれない損失も無視できません。とりわけ、競争も一段と厳しい今の時代に企業のイメージダウンは致命的です。

また交通事故の防止は、道路での運送を業とする貨物運送事業者にとっては社会的な責務ともいえます。当組合は、事業所における事故を未然に防止するための多面的な活動に組合員と一体になって取り組み、事故の減少に努力することによって、社会への貢献に努めていきたいと考えています。

個別事業所訪問活動

事故多発の組合員や重大事故を起こした組合員を当組合スタッフ(事故防止専従指導員)が訪問し、事故発生の原因や背景などを探り、今後の事故防止対策についてともに検討し、その事業所に適した指導・助言を行います。

またその際、過去3年間の事業所の事故データを分析して事故の内容や原因を明らかにし、アドバイスを記した資料をお届けします。事故多発運転者には、自動車事故対策センターが行う適性診断の受講も要請しています。

個別事業所講習会

当組合事務局から専任スタッフが出向き、直接運転者を対象とした講習会を行います。

その際、組合員の希望に応じて各種ペーパーテストを実施しますので、運転者管理や安全教育に活用していただけます。



〈訪問等の実績(平成23年度)〉

- 個別事業所訪問 1,429事業所にのべ1,976回訪問しました。
- 個別事業所講習会 211回開催し、4,870名の運転者が受講されました。
- 安全運転ペーパーテストなどのべ87社で実施し、2,113名の運転者が参加されました。

運転適性診断車巡回サービス

運転適性診断車(運転操作検査器3台、動体視力計1台、プリンター1台搭載)を契約事業所の申込に応じて巡回し、運転者の運転適性を診断しています。

この診断により、運転者は自己の運転特性を正しく認識でき、運行管理者は運転者個々の適性を日々の安全管理に役立てていただけます。

平成21年8月の運行開始以降受診された運転者は5,000名を突破しました。(539事業所、6,994名:平成24年3月末現在)



アクセスチェッカーミニの貸出サービス

運転者の運転操作検査ができるコンパクトな検査器で、持ち運びに便利であらゆる場所での検査が可能です。安全教育に役立てていただくように、この機器を貸出しています。



事故防止機器購入費用の一部助成

事故防止機器の普及促進を図るため、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、衝突被害軽減ブレーキ装置を購入(リース)した場合に、その費用の一部を助成しています。

安全運転体験施設の活用

事業主および運行管理者が安全運転体験研修施設で体験研修を受けられる場合に、当組合が費用の一部を助成します。講習を通じて得た経験を運転者の安全指導に役立てていただけます。



事故防止セミナー

運転者の教育や指導に役立てていただく趣旨で、事業主および運行管理者を対象としたセミナーを開催しています。講師は、大学教授や評論家、安全運転施設講師など多彩な分野から迎え興味深いお話をさせていただきます。



ビデオ貸出サービス

安全教育に役立てるため、事故防止のビデオテープ等の視聴覚教材を用意しています。また、運転者向けの安全運転教材(小冊子)などを契約組合員に配布しています。



交通事故防止キャンペーン

事故多発が予想される夏期と冬期に事故防止キャンペーン(無事故コンクール)を実施し、期間中優良な地域や事業所を表彰します。



無事故無違反優良ドライバーの表彰制度

1年間無事故、無違反の運転者に対して表彰し、記念品、抽選で商品券を贈呈しています。また、3年・5年連続の長期間無事故・無違反を達成した運転者を表彰しています。



広報活動

ポスターやチラシなどによる活発な広報活動を行い、事故の防止を呼びかけています。交協連主催による交通事故防止標語や体験記等の募集に協力しています。



安全運転講習会

運転者および運行管理者を対象に、各地域で開催している安全運転講習会を後援しています。



特別指導講習

国土交通省告示に基づき、事業者に義務づけられた事故惹起者と初任運転者に対する特別指導講習会を事業者に代わって行っています。





Vision

トラック共済のネットワーク

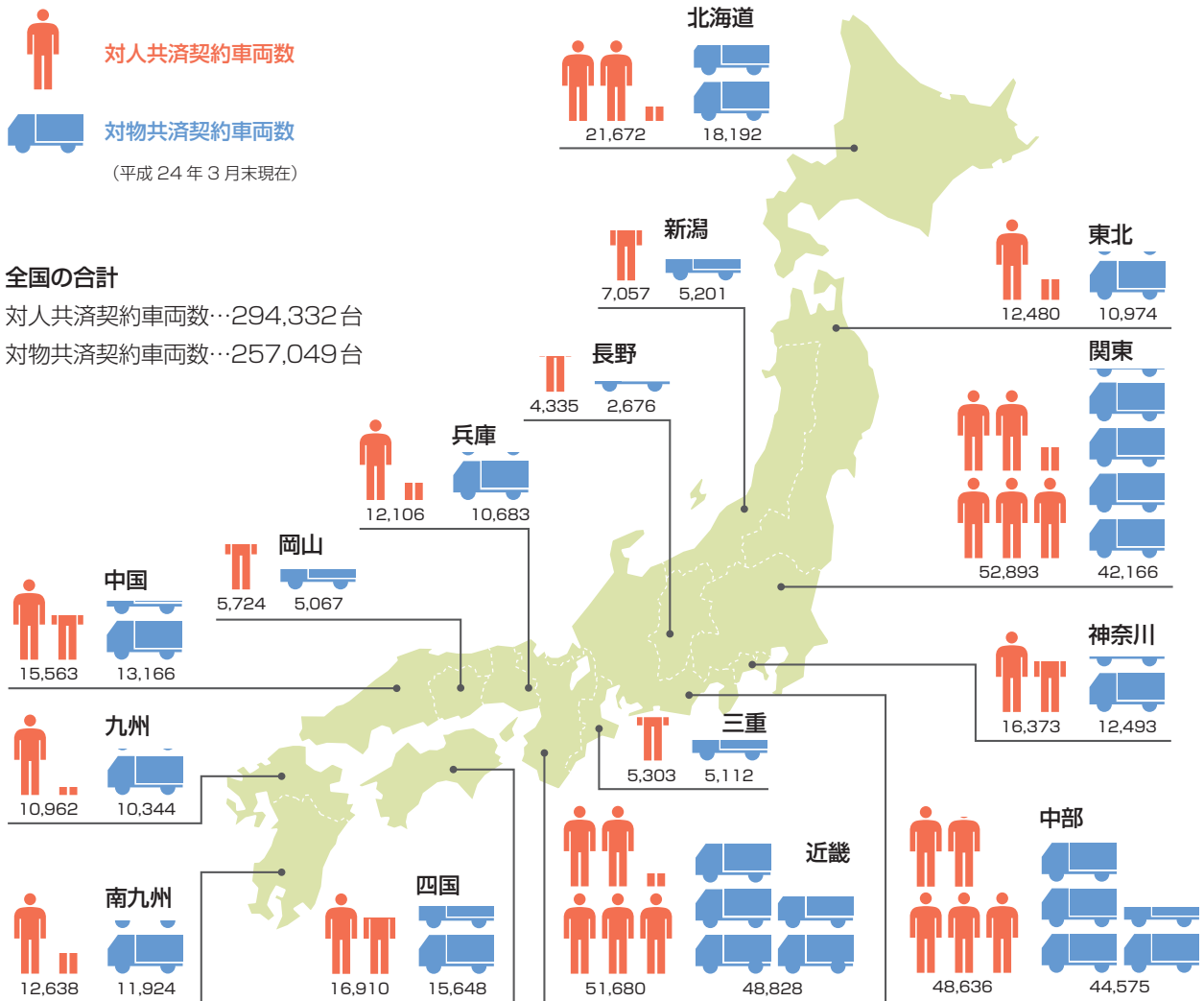
2012 Disclosure KINKI KYOSAI

再共済制度で万全の共済金支払を確保します

対人・対物事故による巨額な賠償金の支払を確保できるように、全国15のトラック交通共済協同組合により再共済団体として全国トラック交通共済協同組合連合会(略称 交協連)を設立しています。その対象地域は、沖縄県を除く全国に及び、各単位組合

の総資産合計は900億円を超え中小企業協同組合の共済としては最大の規模となっています。

各トラック共済は、連合会のもとに連携しながら自賠責共済や事故防止などの事業協力体制をとっています。



再共済制度とは

踏切での列車との衝突や高速道路での多重衝突事故など巨事故が発生すると、その共済金が巨額になり、組合の経営が不安定になることから、共済組合が引き受ける危険を平均化・分散化するために、契約者から引き受

けた危険の内、一定額を超える部分を交協連に負担してもらおう仕組みです(対人共済および対物共済)。さらに高額事故については、交協連を通して再保険会社に再保険をかけることにより支払に万全を期しています。

資料編

Data

事業の概況

- 1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項 … 24
- 2. 主要な業務の状況を示す指標 …………… 25
- 3. 共済金等の支払能力の充実の状況 …………… 27

経理および財産運用の状況

- 1. 財務諸表 …………… 28
- 2. 財産運用に関する指標 …………… 31
- 3. その他の指標 …………… 33

組合の沿革 …………… 34

組合概要

- 1. 主要な業務 …………… 36
- 2. 業務運営の組織 …………… 36
- 3. 役員の状況 …………… 37
- 4. 事務所の状況 …………… 38
- キンコウセーフティ株式会社の概要…………… 39



1.直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項

主要な業務状況を示す指標の推移

(単位:千円)

| 区 分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------|---------------|
| 経 常 収 益 (対前期増減率) | 19,126,158 (▲4.9%) | 18,255,203 (▲4.6%) | 17,375,458 (▲4.8%) | 16,955,968 (▲2.4%) | 16,660,683 (▲1.7%) | |
| 経 常 利 益 (対前期増減率) | 1,101,954 (▲19.0%) | 768,044 (▲30.3%) | 833,214 (8.2%) | 427,854 (▲48.7%) | 322,347 (▲24.7%) | |
| 当 期 純 利 益 (対前期増減率) | 1,003,794 (▲20.2%) | 537,919 (▲46.4%) | 254,493 (▲52.7%) | 387,714 (52.3%) | 280,918 (▲27.5%) | |
| 出 資 金 の 額 (出 資 口 数) | 238,210 (47,642) | 231,230 (46,246) | 226,425 (45,285) | 223,555 (44,711) | 221,425 (44,285) | |
| 純 資 産 額 | 9,915,127 | 9,604,576 | 9,354,992 | 9,510,413 | 9,615,160 | |
| 総 資 産 額 | 20,398,237 | 20,425,962 | 19,622,004 | 19,026,082 | 18,489,398 | |
| 責 任 準 備 金 残 高 | 3,799,906 | 3,967,188 | 3,462,106 | 3,693,975 | 3,529,036 | |
| 有 価 証 券 残 高 | 13,943,841 | 14,096,508 | 13,948,008 | 13,098,908 | 12,300,385 | |
| 支 払 余 力 比 率 | 1,559.5% | 1,761.4% | 2,028.6% | 2,274.0% | 2,211.6% | |
| 剰余金の 配当額 | 出資配当金 | 699 | 681 | 665 | 657 | 648 |
| | 利用分量配当金 | 840,791 | 498,592 | 228,757 | 173,385 | 72,148 |
| 職 員 数 | 109人 | 108人 | 106人 | 105人 | 104人 | |
| 正味共済掛金(※) (対前期増減率) | 8,075,429 (▲8.0%) | 7,773,165 (▲3.7%) | 6,889,357 (▲11.4%) | 7,110,100 (3.2%) | 7,093,491 (▲0.2%) | |
| 員外利用割合(※) | 0.08% | 0.09% | 0.14% | 0.25% | 0.38% | |

2. 主要な業務の状況を示す指標

出資口数、出資および事業利用組合員数

(単位:口、人)

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------|--------|---------------|
| 出 資 口 数 | 44,711 | 44,285 |
| 出 資 組 合 員 数 | 3,350 | 3,562 |
| 事 業 利 用 組 合 員 数 | 2,551 | 2,581 |

共済の種類ごとの契約台数

(単位:台)

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|--------|---------------|
| 対 人 共 済 | 51,731 | 51,680 |
| 搭 乗 者 共 済 | 26,722 | 27,122 |
| 対 物 共 済 | 48,883 | 48,828 |
| 車 両 共 済 | 18,173 | 18,521 |
| 労 災 共 済 | 2,833 | 2,869 |
| 自 賠 責 共 済 | 4,130 | 4,415 |

共済の種類ごとの正味共済掛金

(単位:千円)

| | 平成22年度 | | | 平成23年度 | | |
|-----------|-----------|--------|--------|------------------|-------------|---------------|
| | | 構成比(%) | 増収率(%) | | 構成比(%) | 増収率(%) |
| 対 人 共 済 | 2,120,849 | 29.8 | 3.0% | 2,078,100 | 29.3 | ▲ 2.0% |
| 搭 乗 者 共 済 | 103,188 | 1.5 | 5.3% | 104,454 | 1.5 | 1.2% |
| 対 物 共 済 | 3,344,916 | 47.0 | 3.1% | 3,332,705 | 47.0 | ▲ 0.4% |
| 車 両 共 済 | 1,361,439 | 19.1 | 2.5% | 1,383,931 | 19.5 | 1.7% |
| 労 災 共 済 | 26,208 | 0.4 | ▲ 4.9% | 24,855 | 0.3 | ▲ 5.2% |
| 自 賠 責 共 済 | 153,500 | 2.2 | 16.9% | 169,446 | 2.4 | 10.4% |

共済の種類ごとの支払共済金

(単位:千円)

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|-----------|------------------|
| 対 人 共 済 | 1,929,322 | 1,839,159 |
| 搭 乗 者 共 済 | 98,279 | 70,534 |
| 対 物 共 済 | 2,266,414 | 2,519,022 |
| 車 両 共 済 | 1,068,999 | 1,133,261 |
| 労 災 共 済 | 21,294 | 2,158 |
| 自 賠 責 共 済 | 138,355 | 143,023 |



3. 共済金等の支払能力の充実の状況

共済の種類ごとの事故発生および処理状況

| | 平成22年度 | | | | 平成23年度 | | | |
|----------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 期首未済 | 期中発生 | 期中処理 | 期末未済 | 期首未済 | 期中発生 | 期中処理 | 期末未済 |
| 対人共済(人) | 1,628 | 1,948 | 1,898 | 1,678 | 1,678 | 2,082 | 1,899 | 1,861 |
| 搭乗者共済(人) | 63 | 47 | 70 | 40 | 40 | 64 | 69 | 35 |
| 対物共済(物件) | 1,403 | 6,516 | 6,457 | 1,462 | 1,462 | 6,793 | 6,615 | 1,640 |
| 車両共済(件) | 337 | 1,443 | 1,455 | 325 | 325 | 1,497 | 1,469 | 353 |
| 労災共済(人) | 9 | 27 | 26 | 10 | 10 | 18 | 18 | 10 |

共済の種類ごとの損益状況

(単位:千円)

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------|----------|----------|
| 対人共済 | ▲116,287 | ▲236,263 |
| 搭乗者共済 | ▲14,895 | ▲16,887 |
| 対物共済 | 295,872 | 236,086 |
| 車両共済 | 34,412 | 90,770 |
| 労災共済 | ▲12,598 | 23,200 |

再共済又は再保険を引受けた者および支払再共済金の上位を占める5社の割合

| | | |
|--------|-------------------|------|
| 平成22年度 | 全国トラック交通共済協同組合連合会 | 100% |
| 平成23年度 | 全国トラック交通共済協同組合連合会 | 100% |

未収再共済金

(単位:百万円)

| | |
|--------|----|
| 平成22年度 | 56 |
| 平成23年度 | 44 |

(単位:千円)

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|------------------|------------------|
| A. 支払余力総額 | 9,658,348 | 9,720,087 |
| 出資金 | 223,555 | 221,425 |
| 利益準備金 | 584,000 | 584,000 |
| 剰余金 | 8,702,858 | 8,809,734 |
| 異常危険準備金の額 | 321,975 | 177,722 |
| 出資配当金 | 656 | 647 |
| 利用分量配当金 | 173,384 | 72,147 |
| 土地の含み益 | 0 | 0 |
| B. リスクの合計額 $\sqrt{R1^2+(R3+R4)^2+R2+R5}$ | 849,441 | 879,005 |
| (R1)一般共済リスク | 713,485 | 743,495 |
| (R2)巨大災害リスク | 99,971 | 100,747 |
| (R3)予定利率リスク | 0 | 0 |
| (R4)財産運用リスク | 154,891 | 149,527 |
| (1)価格変動リスク | 135,018 | 127,032 |
| (2)信用リスク | 8,343 | 12,558 |
| (3)子会社等リスク | 0 | 0 |
| (4)再保険リスク | 10,966 | 9,493 |
| (5)再保険回収リスク | 564 | 444 |
| (R5)経営管理リスク | 19,367 | 19,875 |
| C. 支払余力比率 $\{A/(B \times 1/2)\} \times 100$ | 2274.0% | 2211.6% |

支払余力比率

当組合では、共済事故発生の際の共済金支払に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生など通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした通常の予測を超えて発生する諸リスク(上表のB)に対応するため、どのくらいの支払能力(上表のA)を備えているかを判断するための経営指標として、中小企業等協同組合法の規定に基づき計算されたのが「支払余力比率」(上表のC)です。

なお、支払余力比率は、行政庁が経営の健全性を判断する際に活用する客観的な指標のひとつで、この比率が200%を下回ると行政庁より早期是正措置がとられることとなります。

(注) 当組合の支払余力比率は、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と算出基準が異なるため、単純に比較はできません。



1. 財務諸表

貸借対照表

(単位:円)

| 資 産 の 部 | | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | | |
|------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 科 目 | 平成22年度 (平成23年3月31日現在) | 平成23年度 (平成24年3月31日現在) | 科 目 | 平成22年度 (平成23年3月31日現在) | 平成23年度 (平成24年3月31日現在) |
| | 金 額 | 金 額 | | 金 額 | 金 額 |
| I 現金預金 | 284,408,932 | 807,402,398 | I 共済契約準備金 | 8,781,756,963 | 8,256,648,422 |
| II 有価証券 | 13,098,907,500 | 12,300,384,500 | 支払備金 | 5,087,781,475 | 4,727,612,595 |
| 国債 | 398,463,000 | 598,463,000 | 責任準備金 | 3,693,975,488 | 3,529,035,827 |
| 地方債 | 6,127,420,500 | 5,129,497,500 | II 共済事業負債 | 166,815,371 | 146,216,592 |
| 政保債 | 6,023,084,000 | 6,122,484,000 | 未払返戻金 | 239,430 | 562,890 |
| 利付商工債 | 350,000,000 | 250,000,000 | 未払再共済掛金 | 92,357,700 | 74,279,350 |
| その他有価証券 | 199,940,000 | 199,940,000 | 未払業務委託費 | 9,422,143 | 7,552,031 |
| III 共済事業資産 | 5,140,697,033 | 4,937,744,307 | 未払配分付加掛金 | 0 | 8,321 |
| 受取手形 | 0 | 0 | 前受共済掛金 | 41,351,520 | 31,645,700 |
| 未収共済掛金 | 2,948,762,220 | 2,426,311,320 | 前受再共済金 | 0 | 0 |
| 未収再共済金 | 56,368,153 | 44,384,737 | 共済仮受金 | 23,444,578 | 32,168,300 |
| 未収配分付加掛金 | 1,035,852 | 637,719 | III その他負債 | 167,606,833 | 60,395,505 |
| 前払共済金 | 1,098,772,786 | 1,054,421,360 | 借入金 | 0 | 0 |
| 自賠立替金 | 434,183,244 | 394,216,034 | 未払金 | 89,562,365 | 36,185,995 |
| 共済仮払金 | 252,076,778 | 323,005,137 | 預り金 | 12,120,796 | 12,355,083 |
| 支払備金見返 | 799,498,000 | 694,768,000 | 仮受金 | 5,692,895 | 8,300,610 |
| IV その他資産 | 52,562,745 | 46,633,730 | 未払法人税等 | 60,230,777 | 3,553,817 |
| 関係先出資金 | 4,607,000 | 4,607,000 | IV 引当金 | 399,489,563 | 410,978,073 |
| 差入保証金 | 2,350,000 | 2,350,000 | 賞与引当金 | 47,800,000 | 45,400,000 |
| 子会社出資金 | 10,000,000 | 10,000,000 | 退職給与引当金 | 351,689,563 | 365,578,073 |
| 未収金 | 0 | 0 | 負債合計 | 9,515,668,730 | 8,874,238,592 |
| 前払金 | 0 | 13,150 | 1. 出資金 | 223,555,000 | 221,425,000 |
| 立替金 | 1,733,110 | 2,898,830 | 2. 資本剰余金 | 4,070,000 | 4,070,000 |
| 貸付金 | 30,707,000 | 24,506,000 | 資本準備金 | 4,070,000 | 4,070,000 |
| 仮払金 | 1,000,000 | 82,000 | その他資本剰余金 | 0 | 0 |
| 前払費用等 | 2,090,635 | 2,176,750 | 3. 利益剰余金 | 9,282,788,335 | 9,389,664,866 |
| ソフトウェア仮勘定 | 0 | 0 | 利益準備金 | 584,000,000 | 584,000,000 |
| 長期前払費用 | 75,000 | 0 | その他利益剰余金 | 8,698,788,335 | 8,805,664,866 |
| V 固定資産 | 449,505,855 | 397,233,523 | 教育情報費用繰越金 | 28,000,000 | 45,000,000 |
| 土地 | 80,570,100 | 80,570,100 | 組合積立金 | 828,260,000 | 8,478,600,000 |
| 建物 | 0 | 0 | 当期末処分剰余金 | 388,188,335 | 282,064,866 |
| 備品・その他 | 2,637,182 | 4,390,639 | (うち当期剰余金) | 387,714,099 | 280,918,011 |
| 電話加入権 | 4,345,077 | 4,345,077 | 純資産合計 | 9,510,413,335 | 9,615,159,866 |
| ソフトウェア | 361,953,496 | 307,927,707 | 負債および純資産合計 | 19,026,082,065 | 18,489,398,458 |
| 資産合計 | 19,026,082,065 | 18,489,398,458 | | | |

損益計算書

(単位:円)

| 科 目 | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|------------|-----------------------------|----------------|-----------------------------|----------------|
| | 自:平成22年4月1日 至:平成23年3月31日 | | 自:平成23年4月1日 至:平成24年3月31日 | |
| | 費 用 | 収 益 | 費 用 | 収 益 |
| 経常収益 | | | | |
| 正味共済掛金 | | 7,110,099,515 | | 7,093,491,010 |
| 受入配分付加掛金 | | 27,734,168 | | 29,052,692 |
| 支払備金戻入 | | 5,919,961,000 | | 5,087,781,475 |
| 責任準備金戻入 | | 3,140,129,845 | | 3,651,019,309 |
| 受入再共済金 | | 514,740,307 | | 484,776,881 |
| 受取手数料 | | 1,644,953 | | 1,498,028 |
| 資金運用益 | | 210,909,805 | | 193,679,076 |
| 事故防止補助金 | | 20,525,618 | | 21,589,485 |
| その他経常収益 | | 10,222,304 | | 97,794,993 |
| 経常費用 | | | | |
| 支払共済金 | 5,522,662,920 | | 5,707,157,269 | |
| 支払備金繰入 | 5,006,183,838 | | 4,727,612,595 | |
| 支払備金見返益 | △ 799,498,000 | | △ 694,768,000 | |
| 支払備金見返戻入 | 1,089,674,500 | | 799,498,000 | |
| 責任準備金繰入 | 3,371,999,563 | | 3,486,079,648 | |
| 再共済掛金 | 716,332,840 | | 651,599,720 | |
| 解約等返戻金 | 86,189,415 | | 102,895,800 | |
| 事業費 | 1,051,363,743 | | 1,139,207,775 | |
| 一般管理費 | 482,923,797 | | 418,962,029 | |
| その他経常費用 | 280,800 | | 91,102 | |
| 計 | 16,528,113,416 | 16,955,967,515 | 16,338,335,938 | 16,660,682,949 |
| 経常利益 | | 427,854,099 | | 322,347,011 |
| 特別利益 | | | | |
| 固定資産売却益 | | 0 | | 0 |
| 特別費用 | | | | |
| 固定資産除却損 | 0 | | 0 | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別利益 | | 0 | | 0 |
| 税引前当期純利益金額 | | 427,854,099 | | 322,347,011 |
| 法人税等充当額 | | 40,140,000 | | 41,429,000 |
| 当期純利益金額 | | 387,714,099 | | 280,918,011 |



剰余金処分

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 自:平成22年4月1日 至:平成23年3月31日 | 自:平成23年4月1日 至:平成24年3月31日 |
| I. 当期末処分剰余金 | | |
| 当期純利益金額 | 387,714,099 円 | 280,918,011 円 |
| 前期繰越剰余金 | 474,236 円 | 1,146,855 円 |
| 合 計 | 388,188,335 円 | 282,064,866 円 |
| II. 組合積立金等取崩額 | | |
| 教育情報費用繰越金取崩 | 28,000,000 円 | 45,000,000 円 |
| III. 剰余金処分額 | | |
| 利益準備金 | 0 円 | 0 円 |
| 教育情報費用繰越金 | 45,000,000 円 | 45,000,000 円 |
| 組合積立金 | 196,000,000 円 | 209,000,000 円 |
| （特別積立金） | 196,000,000 円 | 209,000,000 円 |
| 出資配当金(年0.3%) | 656,560 円 | 647,760 円 |
| 利用分量配当金 | 173,384,920 円 | 72,147,780 円 |
| 合 計 | 415,041,480 円 | 326,795,540 円 |
| IV. 次期繰越利益 | 1,146,855 円 | 269,326 円 |

2. 財産運用に関する指標

運用資産の構成・平均残高・運用利回り

(単位:千円)

| 区 分 | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|---------|------------|-------|------------|-------|
| | 平均残高 | 運用利回り | 平均残高 | 運用利回り |
| 現 金 預 金 | 190,282 | 0.01% | 312,247 | 0.00% |
| 有 価 証 券 | 13,384,925 | 1.57% | 12,879,419 | 1.49% |
| 合 計 | 13,575,207 | 1.55% | 13,191,666 | 1.46% |

運用資産の増減

(単位:千円)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|-----------|-----------|
| 現 金 預 金 | △ 94,264 | 522,993 |
| 有 価 証 券 | △ 849,100 | △ 798,523 |
| 合 計 | △ 943,364 | △ 275,530 |

利息及び配当金収入明細

(単位:千円)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------|----------|-----------|
| 現 金 預 金 利 息 | 17 | 14 |
| 有価証券利息配当金等 | 210,892 | 193,665 |
| (内 償 還 益) | (11,619) | (2,487) |
| 合 計 | 210,909 | 193,679 |

有価証券明細

(単位:千円)

| 区 分 | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|-----------|------------|-------|------------|-------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 国 債 | 398,463 | 3.0 | 598,463 | 4.9 |
| 地 方 債 | 6,127,420 | 46.8 | 5,129,497 | 41.7 |
| 政 府 保 証 債 | 6,023,084 | 46.0 | 6,122,484 | 49.8 |
| 利 付 商 工 債 | 350,000 | 2.7 | 250,000 | 2.0 |
| 社 債 | 199,940 | 1.5 | 199,940 | 1.6 |
| 合 計 | 13,098,907 | 100.0 | 12,300,384 | 100.0 |



有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

| 区 分 | 平成22年度 | | | | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| | 1年以下 | 1年～3年 | 3年～5年 | 5年～7年 | 7年～10年 | 10年超 |
| 国 債 | 0 | 299,636 | 0 | 98,827 | 0 | 0 |
| 地 方 債 | 1,197,913 | 1,992,477 | 2,038,748 | 399,240 | 399,740 | 0 |
| 政府保証債 | 99,600 | 895,684 | 1,243,828 | 2,986,625 | 896,650 | 0 |
| 利付商工債 | 100,000 | 250,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社 債 | | | 199,940 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 1,397,513 | 3,437,797 | 3,482,516 | 3,484,692 | 1,296,390 | 0 |

(単位:千円)

| 区 分 | 平成23年度 | | | | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|------|
| | 1年以下 | 1年～3年 | 3年～5年 | 5年～7年 | 7年～10年 | 10年超 |
| 国 債 | 99,636 | 200,000 | 200,000 | 98,827 | 0 | 0 |
| 地 方 債 | 1,196,811 | 2,139,127 | 993,830 | 599,740 | 199,990 | 0 |
| 政府保証債 | 398,274 | 994,560 | 1,842,925 | 2,687,725 | 199,000 | 0 |
| 利付商工債 | 100,000 | 150,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社 債 | | 199,940 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 1,794,721 | 3,683,627 | 3,036,755 | 3,386,292 | 398,990 | 0 |

3. その他の指標

固定資産の残高

平成22年度

(単位:千円)

| 種 類 | 取得原価 | | | | 原価償却 | | 期末簿価 (A-B) |
|--------|---------|---------|-------|---------|--------|---------|---------------|
| | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | A.当期末残高 | 当期償却額 | B.累計額 | |
| 有形固定資産 | 93,091 | | | 93,091 | 740 | 9,884 | 83,207 |
| 無形固定資産 | 123,498 | 411,615 | | 535,113 | 58,425 | 168,814 | 366,299 |
| 合 計 | 216,589 | 411,615 | 0 | 628,204 | 59,165 | 178,698 | 449,506 |

平成23年度

(単位:千円)

| 種 類 | 取得原価 | | | | 原価償却 | | 期末簿価 (A-B) |
|--------|---------|--------|-------|---------|--------|---------|---------------|
| | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | A.当期末残高 | 当期償却額 | B.累計額 | |
| 有形固定資産 | 93,091 | 3,360 | 42 | 96,409 | 1,564 | 11,448 | 84,961 |
| 無形固定資産 | 535,113 | 36,382 | | 571,495 | 90,408 | 259,222 | 312,273 |
| 合 計 | 628,204 | 39,742 | 42 | 667,904 | 91,972 | 270,670 | 397,234 |

責任準備金の積立方式および積立率

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------|--------|--------|
| 積立方式 | 未経過方式 | 未経過方式 |
| 積立率 (異常危険準備金を除く) | 100% | 100% |

出資金および積立金の明細

(単位:千円)

| 年度 | 種 類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | |
|--------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|---------|
| 平成22年度 | 出 資 金 | 226,425 | 2,355 | 5,225 | 223,555 | |
| | 資 本 準 備 金 | 4,070 | | | 4,070 | |
| | 利益剰余金 | 利益準備金 | 584,000 | | | 584,000 |
| | | 教育情報費用繰越金 | 28,000 | 28,000 | 28,000 | 28,000 |
| | 組合積立金 | 8,257,000 | 25,600 | | 8,282,600 | |
| | 当期末処分剰余金 | 255,497 | 132,691 | | 388,188 | |
| 平成23年度 | 出 資 金 | 223,555 | 4,050 | 6,180 | 221,425 | |
| | 資 本 準 備 金 | 4,070 | | | 4,070 | |
| | 利益剰余金 | 利益準備金 | 584,000 | | | 584,000 |
| | | 教育情報費用繰越金 | 28,000 | 45,000 | 28,000 | 45,000 |
| | 組合積立金 | 8,282,600 | 196,000 | | 8,478,600 | |
| | 当期末処分剰余金 | 388,188 | | 106,123 | 282,065 | |

事業費明細

(単位:千円)

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------|-----------|-----------|
| 事業費 | 1,051,364 | 1,139,208 |
| 一般管理費 | 482,924 | 418,962 |



昭和30年度後半以降の高度経済成長期におけるモータリゼーションの急速な進展とともに、交通事故も年々多発する中で、とりわけ事業用貨物自動車は高い事故発生率を記録していました。こうした情勢のもと、慢性的な赤字状態がつづく損保業界では、トラック事業者に対して契約拒否の姿勢をとるとともに、料率面でも昭和44年11月に自賠責保険料を平均96.5%引上げ、翌年6月には任意の対人賠償保険料を平均89.0%引上げるといった厳しい事態に至ったことから、トラック業界では、企業防衛のために交通共済事業の制度化を余儀なくされることとなりました。

昭和45年3月から大阪において万国博覧会が開催されるにあたり、来阪する外国人の人身事故が生じた場合の高額補償を危惧した大阪府トラック協会は「万国博外国人交通事故賠償共済会」を発足、さらに同年8月「大阪府交通共済協同組合」が創立、事業を開始するところとなりました。

当組合の着実な事業推進を契機としてトラック共済制度は全国に広がり、昭和47年8月各地のトラック共済(7単協)による連合会である全国トラック交通共済協同組合連合会を大阪の地に設立しました。

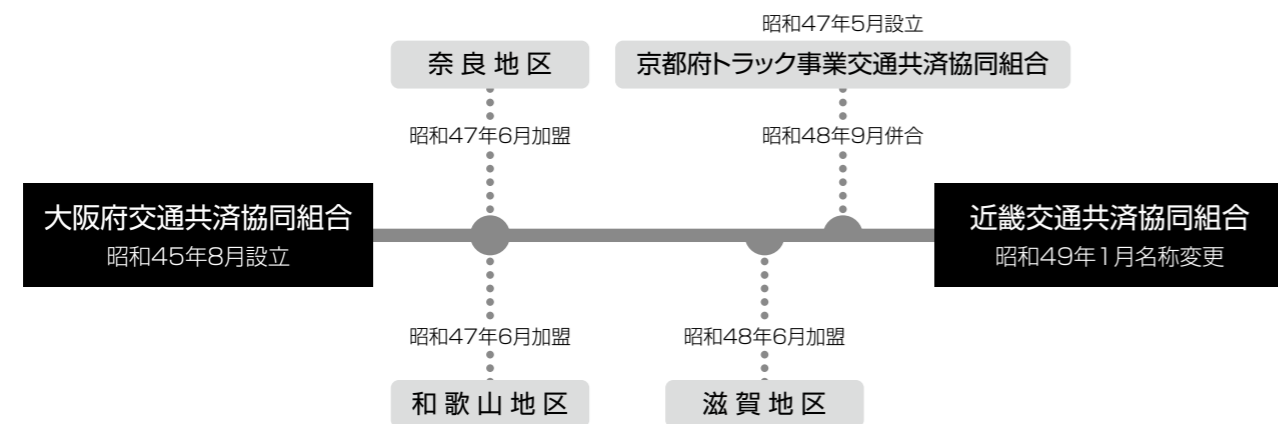
その後当組合は、トラック共済のパイオニアとして、

損保業界の動きに対応して商品やサービスの充実を図り、組合員のニーズに対応した共済事業を展開いたしました。平成13年には、自賠責共済事業に参入するとともに子会社キンコウセーフティ(株)を設立、損害保険および生命保険代理店事業を開始し、総合的に組合員の事業リスクをカバーする制度を整えました。

金融制度改革の流れのもとで料率算定会制度廃止(平成10年)などを始めとする保険自由化以降、護送船団方式と言われた損保各社横並びの体制が崩れ、損保業界においては業界再編を伴いながら激烈な商品開発、価格競争が繰り返されてきました。さらに、少子高齢化や自動車販売不振など国内損保市場の頭打ちの中、貨物運送業界への契約攻勢のもとで当組合においても損保会社との競争が激化してきました。また、保険業法の改正(平成18年)、中小企業等協同組合法の改正(平成19年)、そして約百年ぶりと言われる保険法の制定(平成22年)にともない、損保会社と同等の監督・規制に対応した事業運営が求められることとなりました。

こうした情勢の激変のもと、創立以来の「組合員第一」の姿勢を堅持しつつ、時代の変化に的確に対応できる強固な経営基盤を構築し、さらなる発展を目指して引き続き努力してまいります。

近畿共済の系譜



| | 近畿共済の出来事 | 自動車保険の出来事 | 経済・社会の出来事 |
|------------|--|---|---|
| 昭和44 | 12月 大阪府トラック協会に交通災害共済制度研究委員会設置 | 44年 11月 自賠責保険料を96.5%引上げ | |
| 45 (1970) | 3月 大阪府トラック協会に交通災害共済制度準備委員会設置 8月 大阪府交通共済協同組合創立総会 大阪陸運局認可 設立登記 9月 共済事業開始(対人共済掛金は損保の60%) | 45年 6月 任意対人賠償保険料を89.0%引上げ | 45年 3月 大阪で万国博覧会を開催 |
| 47 | 7月 全国トラック交通共済協同組合連合会設立総会(東京・神奈川・愛知・大阪・兵庫・福岡・熊本の7単協) 10月 自賠責保険代理店事業開始 | | 46年 8月 アメリカ、金ドル交換一時停止を発表 |
| 48 | 2月 国税庁長官通達で、責任準備金、支払備金の損金算入が認められる 3月 交協連 統一経理基準を実施 4月 交協連 再共済事業を開始 11月 交協連 統一損害額査定基準を実施 | 48年 8月 自賠責・任意一括払制度を導入 | 48年 10月 第一次石油危機 |
| 49 | 1月 名称を「近畿交通共済協同組合」(略称を近畿共済)に変更 8月 労災共済の事業開始 | 49年 3月 家庭用自動車保険(FAP)を発売(対人1事故無制限、対人示談代行サービス) | |
| 50 | 4月 示談代行サービスを開始 対人割引・割増制度を新設 自賠責保険金立替払を実施 9月 対物・車両共済事業開始(共済掛金は損保の80%) | | |
| 51 | 1月 対人共済金額「1事故あたり」を「1人あたり」に、1事故について5億円まで補償を拡大 | 51年 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売 | |
| 55 (1980) | 4月 搭乗者危険担保特約を新設(共済掛金は損保の80%) 創立10周年記念式典 | | 54年 1月 第二次石油危機 |
| 56 | 4月 対人共済金額を1億円に拡大 10月 全自動車共済種目の掛金を損保の60%に統一 | 57年 10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売 | 56年 3月 第二次臨調発足 |
| 58 | 8月 創立以来初めての赤字決算を受け、選定事業所対策等の収支改善策を決議(第43回臨時総代会) | 58年 7月 対人1名保険金額を無制限に 59年 12月 自賠責保険審議会、医療費支払や後遺障害認定の適正化等制度改善を答申 | 60年 5月 国鉄、電電公社等民営化決定 60年 9月 プラザ合意 |
| 平成2 (1990) | 3月 創立20周年記念式典 4月 対人共済金額無制限を新設(12月) 物流二法施行 12月 組合本部事務所を京橋の大ト協研修センターへ移転 | | 1年 4月 消費税実施 1年 12月 東証株価3万8,915円の史上最高値 1年 12月 冷戦終結宣言 |
| 6 | (5月) 道路交通法改正(過積載の規制強化) | | 3年 1月 湾岸戦争 |
| 7 | 1月 阪神大震災発生 被災組合員にお見舞い | | 6年 9月 関西国際空港開港 7年 1月 阪神大震災 7年 9月 公定歩合0.5%に |
| 8 | (4月) 新保険業法施行 (12月) 日米保険協議合意 | 8年 12月 全労済グループ等が自賠責共済に参入 アメリカンホーム社初の通販開始 | |
| 10 | 12月 トラック交通共済に対する通達改正 | 9年 9月 運輸省、自費会に自賠責保険損害調査方法等の改善を通達 | 9年 11月 北海道拓殖銀行、山一証券が破たん |
| 11 | 2月 対物共済金額上限5,000万円に拡大 | 10年 5月 最後の算定会料率 10年 10月 人身傷害補償保険(TAP)を東京海上が発売 | 10年 4月 改正外為法施行、日本版ビッグバン始動 |
| 12 (2000) | 3月 創立30周年記念式典 | 12年 8月 安田火災と第一生命が初の生損保提携 | |
| 13 | 10月 自賠責共済事業開始 子会社キンコウセーフティ(株)を設立 | 13年 4月~ 損保会社の合併続く 14年 7月 | 13年 9月 米同時多発テロ |
| 16 | 1月 対物共済金額無制限を新設 | 14年 11月 大成火災破たん | 14年 9月 日朝首脳会談 15年 3月 米英イラク戦争 |
| 18 | (4月) 保険業法改正 (5月) 会社法改正 | 18年 4月 無認可共済に保険業法適用(少額短期保険業制度導入) | |
| 19 | 4月 改正中小企業等協同組合法施行 6月 共済規程を制定 | | |
| 20 | | | 20年 9月 リーマンショック、世界経済危機 |
| 21 | | 21年 6月 金融ADRの創設 21年 11月 損保料率機構が自動車保険標準約款を公表 | 21年 8月 総選挙で民主党大勝、政権交代 |
| 22 (2010) | 4月 保険法施行 8月 創立40周年 | 22年 4月 損保会社大手3グループに集約 | |
| 23 | | | 23年 3月 東日本大震災 |



1. 主要な業務

(1)自動車共済事業

- ①対人共済 ②対物共済 ③車両共済 ④搭乗者共済

(2)自動車損害賠償責任共済事業

(3)労働災害共済事業

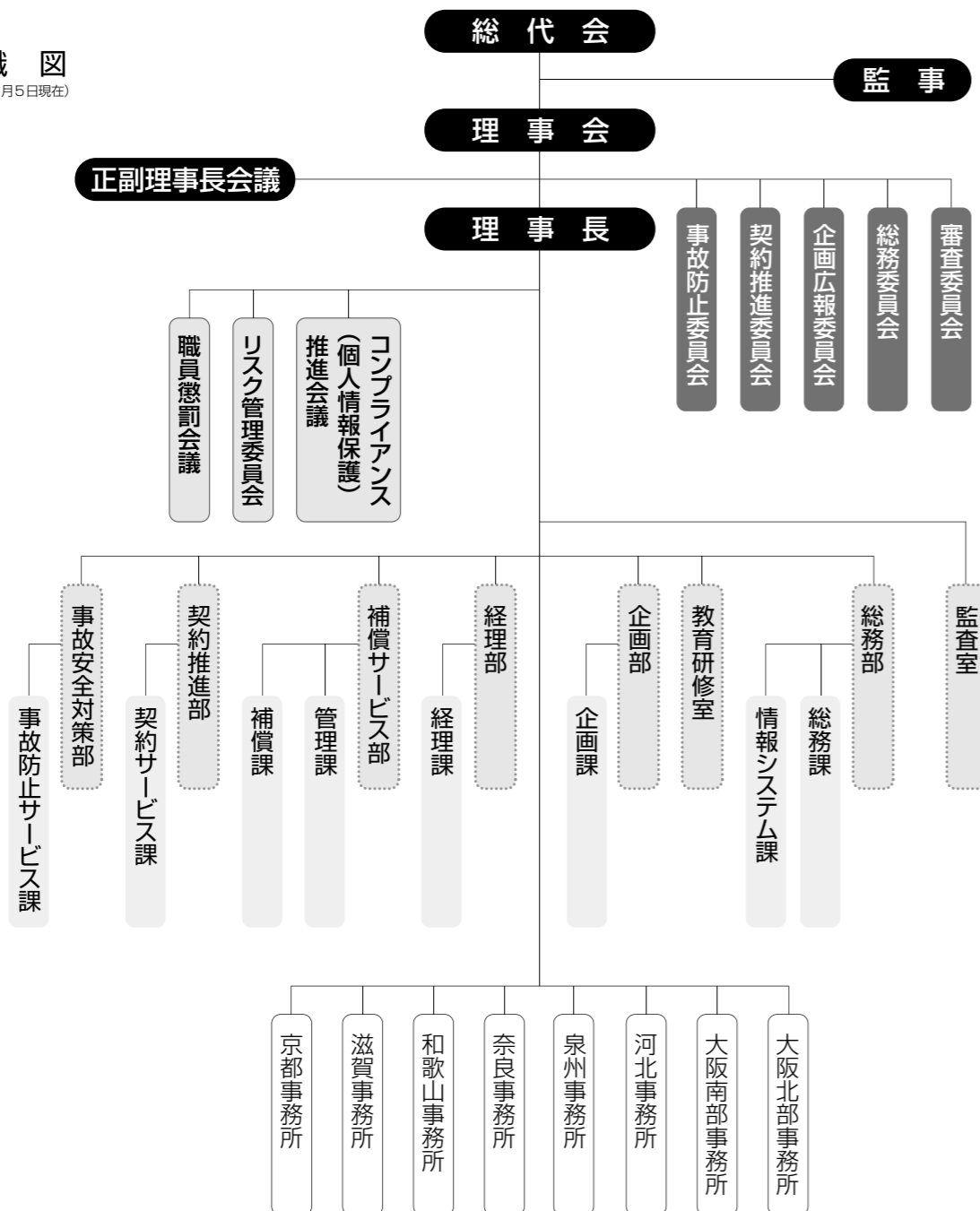
(4)事故防止に関する事業

(5)労働保険事務組合

大阪府下の組合員の委託を受けて、組合員が行う労働保険事務手続きを代行します。

2. 業務運営の組織

組織図
(平成24年6月5日現在)



3. 役員 の 状 況

執行部役員 の 氏 名 及 び 役 職 名 (平成24年6月5日現在)

| 地 位 | 氏 名 |
|---------|---------|
| 理 事 長 | 坂 本 克 己 |
| 副 理 事 長 | 西 畑 義 昭 |
| 副 理 事 長 | 田 中 亨 |
| 副 理 事 長 | 渡 辺 勝 年 |
| 副 理 事 長 | 小 田 原 武 |
| 副 理 事 長 | 鍋 島 一 夫 |
| 副 理 事 長 | 坂 田 喜 信 |
| 副 理 事 長 | 川 井 一 巨 |
| 副 理 事 長 | 池 辺 祐 一 |
| 副 理 事 長 | 森 本 万 司 |

理 事

(平成24年6月5日現在)

| 地 域 | 氏 名 | 会 社 名 |
|---------------|-----------|--------------|
| 河 北 (12名) | 浅 田 勝 | 浅田運送(株) |
| | 石 原 修 | (株)つばめ急便 |
| | 稲 野 勉 | (株)イナノ物流 |
| | 小 澤 茂 | 菅原運輸倉庫(株) |
| | 亀 井 亮 | 大阪第一作業(株) |
| | 栗 尾 尚 孝 | 大和運送(株) |
| | 坂 本 茂 治 | 茨木小型運送(株) |
| | 鍋 島 一 夫 | アークナベシマ(株) |
| | 畑 中 法 夫 | 畑中運輸建設(株) |
| | 廣 隆 司 | 廣運輸(株) |
| | 藤 原 健 次 | (株)シンワ・アクティブ |
| | 安 田 信 治 | 安田運送(株) |
| 中 央 (3名) | 池 田 喜 八 郎 | 八光通商(株) |
| | 高 原 治 二 | (株)宇田急配社 |
| | 玉 村 光 | 玉村運輸(株) |
| 西 (3名) | 大 畑 可 奈 子 | (株)阿波彌運送部 |
| | 小 田 原 武 | 東和運送(株) |
| 浪 速 南 (3名) | 齋 藤 憲 司 | 大阪南運送(株) |
| | 菅 原 茂 雄 | 菅原運送(株) |
| | 藤 井 照 信 | 昭和合同貨物(株) |
| 大 正 (3名) | 菅 野 耕 一 | (株)カンキウ物流 |
| | 振 津 泰 弘 | 北陽運輸機設(株) |
| | 細 見 秀 夫 | 大一運送(株) |
| 第 六 (4名) | 井 上 泰 旭 | 梅田運輸倉庫(株) |
| | 上 田 健 治 | 富島運輸(株) |
| | 福 島 博 | (株)福島運送 |
| | 大 和 健 司 | (株)合通 |

| | | |
|---------------|-----------|------------|
| 北 大 阪 (4名) | 坂 田 喜 信 | 岸本運送(株) |
| | 谷 康 司 | 日隆産業(株) |
| | 中 村 修 二 | カネテ組運送(株) |
| | 松 元 憲 行 | (株)東陽運輸 |
| 東 北 (8名) | 尾 崎 唯 彦 | 日之出運送(株) |
| | 児 嶋 良 晴 | 丸善大阪運輸(株) |
| | 坂 本 克 己 | 大阪運輸倉庫(株) |
| | 櫻 本 修 治 | 京橋運輸(株) |
| | 田 中 庄 一 郎 | 田中運送(株) |
| | 中 谷 展 朗 | 中谷運送(株) |
| | 中 原 毅 | (株)中原運輸 |
| | 濱 中 弘 | (株)ハマテック |
| 南 大 阪 (6名) | 澤 田 時 雄 | 澤田運輸(株) |
| | 杉 正 | ソマ運送(株) |
| | 西 川 隆 二 | 西川運送(株) |
| | 田 中 秀 和 | (株)恵和テック |
| | 三 宅 国 夫 | トナン輸送(株) |
| | 柳 原 外 文 | 松本運送(株) |
| 東 大 阪 (9名) | 荒 木 靖 郎 | 荒木運輸(株) |
| | 川 井 一 巨 | (株)山中運輸 |
| | 重 博 文 | 富士通運輸興業(株) |
| | 杉 原 幸 太 郎 | 御厨運送(株) |
| | 下 谷 昌 弘 | 弘豊運輸(有) |
| | 中 馬 猛 | 中馬運輸(株) |
| | 鉄 本 友 幸 | 丸鉄運送(株) |
| | 福 塚 正 昭 | 福塚運送(株) |
| | 宮 崎 義 啓 | 生野運送(株) |
| 泉 州 (10名) | 浅 野 博 | 大津急送(株) |
| | 池 辺 祐 一 | 池辺運送(株) |
| | 小 山 均 | 小山運送(株) |
| | 川 端 英 治 | 南海通運(株) |
| | 高 田 喜 代 治 | 山亀運送(株) |
| | 玉 置 三 平 | (株)清丸運輸 |
| | 辻 本 治 | (株)堺相互 |
| | 鶴 民 雄 | 鶴運輸(株) |
| | 西 尾 實 | 西尾運送(株) |
| | 森 末 充 | 丸高運送(株) |
| 港 (2名) | 芦 野 徹 司 | (株)メロス |
| | 藤 井 武 治 | (株)藤井商会 |
| 奈 良 (7名) | 奥 田 成 幸 | 奈良県合同陸運(株) |
| | 喜 彦 守 | (有)エム・ケイ運輸 |
| | 窪 田 重 文 | 吉野運輸(株) |
| | 辻 本 廣 行 | (株)辻本運送 |
| | 松 谷 周 一 | 松陸運輸(株) |
| | 萬 喜 忠 雄 | (株)愛和 |
| | 森 本 万 司 | (有)ダイワ運送 |

組合概要

| | | |
|-------------|---------|---------------|
| 和歌山 (6名) | 新井 勝一 | 新和運輸(株) |
| | 大浦 寛海 | 太陽陸送(株) |
| | 川島 亨 | 川島運送(有) |
| | 阪本 享三 | (株)酒本運送 |
| | 田島 耕司 | (有)牧野運送 |
| | 渡辺 勝年 | (株)渡辺産業運輸 |
| 滋賀 (7名) | 岡田 博 | 京阪運輸(株) |
| | 甲斐切 稔 | 甲西陸運(株) |
| | 坂口 和男 | (株)坂口運送 |
| | 澤 章二 | 澤運送(株) |
| | 田中 亨 | (株)滋賀ユニック |
| | 三浦 俊二 | 東亜貨物(株) |
| 京都 (14名) | 萬木 進 | 高島運輸(株) |
| | 安達 文三 | 夜久野運輸倉庫(株) |
| | 荒木 律也 | 荒木運送(株) |
| | 家原 利一良 | 丸正運送(株) |
| | 今本 泰史 | (株)KOYO |
| | 金井 清治 | 京都産業貨物(株) |
| | 河嶋 義孝 | 河嶋運送(株) |
| | 田中 平八 | ユーキン物流(株) |
| | 田中 実 | 田中運輸(株) |
| | 中嶋 守 | (株)流通システムナカジマ |
| | 西畑 義昭 | (株)アースカーゴ |
| | 橋本 三男 | 橋本商運(株) |
| | 村尾 憲三 | 舞鶴運輸(株) |
| 矢尾 紀夫 | 丸昭運送(株) | |
| 米島 ひとみ | 中井運送(株) | |
| 員外 (5名) | 藤田 年雄 | 近畿交通共済協同組合 |
| | 島村 進 | 近畿交通共済協同組合 |
| | 松井 隆 | 近畿交通共済協同組合 |
| | 鈴木 秀雄 | 近畿交通共済協同組合 |
| | 山下 博 | 近畿交通共済協同組合 |

監事

| 地域 | 氏名 | 会社名 |
|-----|-------|-------------|
| 河北 | 長澤 年夫 | 共同運輸倉庫(株) |
| 東北 | 北村 長男 | 大阪旭運送(株) |
| 東大阪 | 杉山 利一 | 八尾物流サービス(株) |
| 泉州 | 中本 常男 | (株)アスト中本 |
| 滋賀 | 中川 房幸 | 彦根貨物運送(株) |
| 京都 | 千葉 信一 | (株)千葉運送 |
| 員外 | 樫本 尚彦 | 公認会計士 |

4. 事務所の状況

| 事務所の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|-----------------------------------|--------------|
| 本部 | 大阪市城東区嶋野西2-11-2(大阪府トラック総合会館内) | 06-6965-2828 |
| 大阪北部事務所 | | 06-6965-2831 |
| 大阪南部事務所 | | 06-6965-2833 |
| 河北事務所 | 吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内) | 06-6381-6544 |
| 泉州事務所 | 堺市西区浜寺石津町中1-9-19(南部地区輸送サービスセンター内) | 072-247-1701 |
| 奈良事務所 | 大和郡山市額田部北町981-6(奈良県トラック会館内) | 0743-59-1701 |
| 和歌山事務所 | 和歌山市田中町5-4-14シャンティ田中町2F-A | 073-422-2451 |
| 滋賀事務所 | 草津市若竹町2-31 | 077-516-0001 |
| 京都事務所 | 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内) | 075-671-1894 |